

検討を深めるべき論点について

平成25年7月5日
資源エネルギー庁

目 次

1. 人件費

- (1) 人員計画／出向者給与について P3
- (2) 役員報酬等について P18

2. 燃料費

- (1) 石炭価格の織り込みについて P28
- (2) LNG長期契約について P32

3. 経営効率化の織り込みについて P37

4. その他

- (1) 緊急設置電源の除却費用について P45
- (2) 発電余力の活用について P59
- (3) スマートメーターについて P66

1. (1) 人員計画／出向者給与について

1. (1) 人員計画／出向者給与について(意見等①)

東北電力及び四国電力の申請内容

- ・ 東北電力の生産性(従業員数を分母とした一人当たり契約口数、一人当たり販売電力量等)は、10社平均より高い水準にある。
- ・ 四国電力の生産性は10社平均より低い水準にあるとともに、販売電力量当たり部門別人数が概ねいずれの部門でも多い。
- ・ また、火力、原子力、送配電業務をグループ大で取り組む内製化の推進(グループ会社への出向)や、電力・エネルギー関連の各種団体等への出向により、原価算定期間平均で約1,400人が出向。これらのうち、①出向先の事業内容、②各出向者の出向先での業務内容に基づき、電気事業と密接な関係を有するとされる988人分の給与負担(約21億円)を原価に算入。
- ・ 出向者の給与等は、出向先との取り決めにより一部を四国電力が負担している。

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

- ・ 四国電力が新規採用を止めてしまうと四国の雇用状況に大きな影響があるので、採用は続けた上で、初任給の据え置きや10%カットをしてはどうか。
- ・ 四国電力は、26年度から新規採用を年間50名も削減するとのことだが、数字合わせのアバウトな計画であれば、現場で働く人に対してあんまりである。また、採用抑制が電力の安定供給に関係する技術に支障があるといけない。
- ・ 四国電力は需要密度が低いことを理由にしているが、認めるべきでない。関西・九州の審査でも10社平均で査定した。需要密度の高い社でも、10社平均で比較していたのに、需要密度の低い社だけ特別に認めるとダブルスタンダードになる。送電などのインフラに限定した場合は良いと思うが、人員計画のところで、需要密度が低いから生産性は低くていいとは思えない。また、四国の生産性が低いのは、需要密度が原因ではなく、大量の出向者が原因ではないか。
- ・ 四国電力は出向者を徐々に本社に戻すということだが、それだと余剰になると思う。労働生産性から出向者を外すか、四電工を取り込んで計算するかどちらかと思う。本来、社内でやっていることを外でやっているのか、それとも外注すれば良いことを四電がやっているせいで原価に影響しているのか、グループ内製化の意義を考えるべき。
- ・ 四国電力はグループ会社への発注について、単なる価格だけでなく、出向者負担も含めて考えて、外部への発注よりも効率的になっているのか。また、出向者のうち「電気事業に密接な関連を有する業務に従事する出向者のみ、原価に算入」とあるが、(原価算入している数字を見るに、)原価に算入しているのは、当社向けの売り上げに関わる出向者のみ、ということか。
- ・ 各部門計の生産性を比較している資料では四国電力の生産性はかなり低い。100億kWh当たり部門計人員数は、東北電力に対して四国は際立って人が多い。経営効率以外の理由としてはどのようなものがあるか。部門別に見ると、「販売」は関西・九州電力と東北電力はそんなに差があるわけではなく、会社規模はそんなに関係ないと思うが、「配電」でも四国は最も人数が多い。「火力」と「原子力」は、際立って高い。
- ・ 四国電力の出向者は平成17年に急増しているが、グループ会社による内製化を一段と進めているという説明です。しかし、仕事内容上必要だと説明をされても、原価算定期間に原価算入する人数が1,000人近くもいるということが内製化しているという話と整合性が取れず、理解出来ない。

1. (1) 人員計画／出向者給与について(意見等②)

主な意見

《公聴会》

- ・ 電気料金審査専門委員会等では、高額な燃料価格、出向者人件費の料金原価算入、競争入札の低さが指摘された。消費者委員会では役員や社員数の多さについて指摘を受けたが、これらを受け止めてほしい。
- ・ 出向者の人件費を料金算定の基となる原価へ算入することは納得できない。
- ・ 今回の電気料金値上げは、原子力発電所の事故で始まった異常事態での経費増で臨時的であると考えられる。人件費の削減等、子会社の整理統合、出向者削減等、随意契約の減少等思い切った経費削減で乗り切るべきである。

《国民の声》

- ・ 人員計画や役員数が事業規模に見合ったものかどうか厳正な検討を求めます。特に四国電力の社員数と出向者数について厳正な検討を求めます。
- ・ 出向者の人数については、災害対応のため、グループで内製化するためであれば、批判されるものでもない気がします。これについても、単に費用を減らす観点だけでなく、災害時に四国電力がきちんとした対応が可能かどうかとも検討したうえで、出向者を減らすべきなのかを考えるべきだと思います。
- ・ 4月17日のマスコミ報道で、競争入札の比率を4%から15%に引き上げて86億円の経費を削減するとありましたが、なぜわずか15%なのでしょう。関連子会社間で仕事を回しているのではコストは下がらないのではありませんか。あわせて出向社員988人の人件費が原価に入っているのはなぜですか。

消費者庁チェックポイント

- ③出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。特に、四国電力においては、料金原価に算入している出向者給与の対象人数が多数となっている（全体988人（内、四電工524人等））が、電気事業の観点並びに今後の競争入札比率の引き上げ計画及び随意契約を含む調達費用の削減に係る計画との関係等から、原価算定期間における出向者数や出向者への給与負担額について、その理由を明確で合理的かつ整合的に説明しているか。

1. (1) 人員計画／出向者給与について(論点)

四国電力の「一人当たり販売電力量」、「一人当たり契約口数」、「販売電力量当たり部門別人数」等の水準は、他社より低い水準であるが、どのように考えるか。また、内製化の結果、他社に比べて出向者が多くなっているが、これについてどのように考えるか。

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考①)

(1) 東北電力

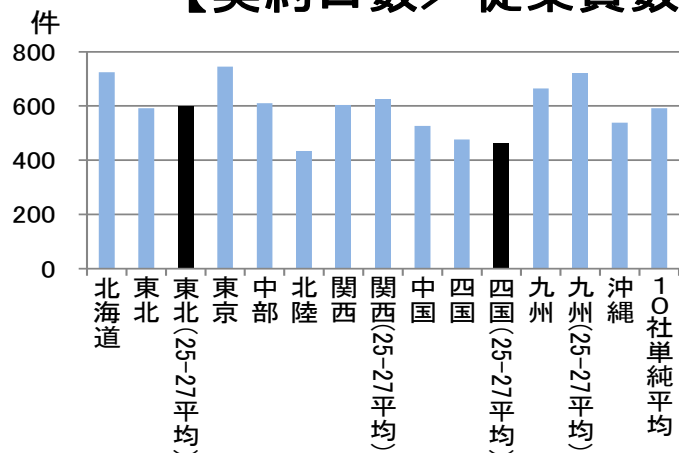
- ① これまで業務効率化の取り組みとして、営業所等の業務運営の見直しや業務集約化(営業・料金業務、人財・資材・総務等のサポート業務)による統廃合、新規採用の抑制、早期退職施策等を実施。
- ② 在籍人員及び経費対象人員
 - ・在籍人員は、ピーク時の平成8年度末14,776人から23年度末12,889人、27年度末12,743人。
 - ・経費対象人員(在籍人員から建設従事者、附帯事業従事者等を除く)は、23年度末12,682人、27年度末12,454人。25-27年度の3カ年平均では12,685人。
- ③ 新規採用者数は、原価算定期間中の25～27年度何れも220人。
- ④ 定年退職者数は、25年度113人、26年度126人、27年度168人。

(2) 四国電力

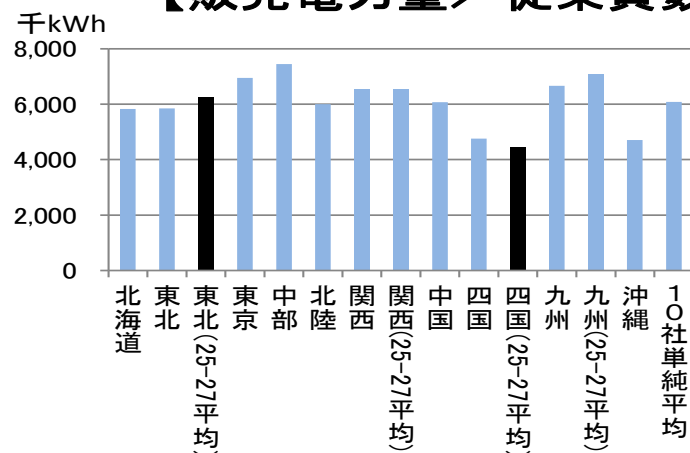
- ① これまで業務効率化の取り組みとして、小規模事業所の統廃合、グループ大での間接部門業務(経理、労務等)の集約、新規採用者数の抑制、早期退職施策等を実施。
- ② 在籍人員及び経費対象人員
 - ・在籍人員は、ピーク時の8年度末7,003人から23年度末は6,001人、27年度末6,179人。
 - ・経費対象人員(在籍人員から建設従事者、附帯事業従事者等を除く)は、23年度末5,911人、27年度末6,082人。25-27年度の3カ年平均では6,184人。
 - ・高齢者雇用安定法の改正を受け、再雇用者を65才まで継続雇用し、人事上の取り扱いなどを社員と同様にしたことにより、当該給与を24年度から給料手当に計上したことから、この人数を在籍人員及び経費対象人員に含めて整理。
- ③ 新規採用者数は、25年度130人、26年度80人、27年度80人。
- ④ 定年退職者数は、25年度145人、26年度161人、27年度172人。

1. (1)人員計画／出向者給与について(参考②)

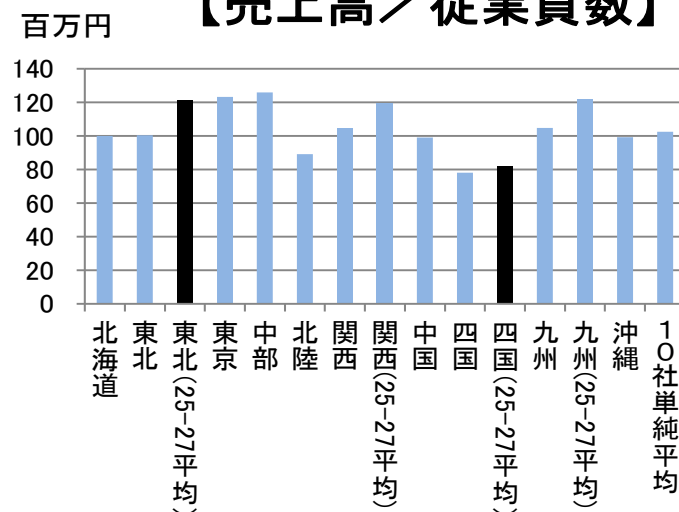
(1) 1人当たり契約口数
【契約口数／従業員数】



(2) 1人当たり販売電力量
【販売電力量／従業員数】



(3) 1人当たり売上高
【売上高／従業員数】



※東北(25-27平均)及び四国(25-27平均)は申請ベース

※関西(25-27平均)及び九州(25-27平均)は認可ベース

出典: 電気事業便覧(平成24年版)及び有価証券報告書(平成23年度)

(第24回電気料金審査専門委員会事務局資料)

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考③)

○電力各社の出向者給与負担人数等について

	東北(申請)	四国(申請)	北海道(申請)	東京(査定)	関西(査定)	九州(査定)
経費対象人員(3力年平均:人) A	12,685	6,184	5,691	36,283	22,060	12,007
出向者給与負担人数(原価算入:人) B	331	988	262	185	535	397
出向者給与負担人数割合 B/A	2.61%	15.98%	4.60%	0.51%	2.43%	3.31%

※データは電気料金審査専門委員会資料より

※経費対象人員の3力年平均について、東京は平成24年度～26年度、他社は平成25年度～27年度

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考④)

【四国電力資料抜粋】

○当社は、電力・エネルギー関係の各種団体や四国内の経済団体等のほか、グループ会社に多くの社員を出向させている（出向者数はH25～H27年度平均で約1,400人）。

○こうした出向者の給与等は、出向先から戻入（給料手当の控除口に計上）されるが、出向先との取り決めにより、一部を当社が負担している。

今回の原価算定にあたっては、①. 出向先の事業内容、②. 各出向者の出向先での業務内容を調査し、電気事業と密接な関連を有する業務に従事している出向者の給与の当社負担額を原価に算入することとした。

出向者総数※：1,400人

グループ会社（1,252人）

電力・エネルギー業界団体（68人）

四国内経済団体等（80人）

電気事業と密接な関連を有する業務の従事者のみ原価算入

原価算入出向者数：988人

- ・ 四電工
- ・ 四電エンジニアリング
- ・ 四電技術コンサルタント
- ・ 四国計測工業
- ・ 四電ビジネス
- ・ 四国総合研究所

（他9社 計957人）

- ・ 海外電力調査会
- ・ 電力系統利用協議会
- ・ 原子力安全推進協会
- ・ 原子力発電環境整備機構
- ・ 日本原燃
- ・ 石炭資源開発

（計31人）

全額
原価不算入

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考⑤)

【四国電力資料抜粋】

○グループ会社は、電気事業以外の一般向けの事業も行っているため、出向者の業務内容を調査し、電気事業と密接な関連を有する業務に従事している出向者のみ、原価算入することとした。

		出向先	主な事業内容	電気事業と密接な関連を有する業務	人数
グ ル ー プ 会 社	建 設	(株)四電工	・送配電工事の施工 ・屋内電気設備・空調・給排水・衛生設備の設計・施工	・送電設備の巡視・点検計画の策定、支障木伐採の計画・実施 ・配電設備の設計・保守・工事管理 ・配電設備の工事施工 等	524
		四電エンジニアリング(株)	・電気、機械、土木及び建設関係工事の施工	・発電設備や変電設備に係る新設・改良工事や保守管理業務、巡視点検・定期点検 ・修繕工事の計画・設計及び実施 ・保安通信設備の設備・修繕工事 等	128
		(株)四電技術コンサルタント	・土木、建設等の調査、設計および工事監理	・水力・変電設備の巡視点検、修繕計画の策定 ・水力発電用ダムの保守・管理 ・火力発電所の環境アセスメント対応、設備の劣化調査・工事監理 等	43
	製 造	四国計測工業(株)	・各種計測制御機器製造・販売 ・半導体関連事業 ・電気計装工事の設計・施工	・火力発電所の計装設備の点検・日常補修 ・原子力発電所の放射線計測器、施設防護設備の日常補修・保守管理 ・系統制御システムの設計・検査・保守 ・計器の製造管理 等	52
		四変テック(株)	・変圧器・配電盤、電子機器、精密金型等の製造販売	・電力設備の制御盤の設計・製造 ・変圧器・制御盤の検査	3
		テクノ・サクセス(株)	・送電用電気機器・配電用電気機器・電気絶縁物等の製造販売	・送変配電機器に関する調査・研究 ・碍子の製造管理 等	6

1. (1)人員計画／出向者給与について(参考⑤)

【四国電力資料抜粋】

		出向先	主な事業内容	電気事業と密接な関連を有する業務	人数
グループ会社	情報通信	(株)STNet	・ 通信・情報システムサービス	・ 情報システム基盤の整備・運用 ・ 配電・業務システムの開発・運用・保守 ・ 保安通信線路に関する拡充・保守計画の策定 等	64
	研究開発	(株)四国総合研究所	・ 各種調査・研究・開発・電力利用技術等に関するコンサルティング	・ 水力発電設備の運用・保守の高度化に関する研究 ・ 火力発電設備の燃焼評価技術の研究 ・ 原子力発電プラントの構造強度解析 ・ 配電システムの運用・設備形成に関する研究等	40
	エネルギー関連	伊方サービス(株)	・ 水質測定・放射線測定など伊方発電所の運営サービス業務 ・ 特産品の開発・加工・販売	・ 原子力発電所の周辺設備の運転管理 ・ 発電所管理区域への搬出入管理や放射線管理	32
		坂出LNG(株)	・ LNG受入・貯蔵・気化・気化ガス送出および出荷に関する業務	・ LNG基地の設備・修繕工事計画の策定 ・ 基地の運転・監視・巡視業務 ・ LNG受入 等	25
		橘火力港湾サービス(株)	・ 海外炭の揚炭および運炭等の荷役業務 ・ 通関業務、港湾管理業務	・ 海外炭輸送船の入出港、揚運炭作業 等	2
		土佐発電(株)	・ 電力卸供給事業	・ 発電設備の運転・保守管理 等	1
	ビジネスサービスほか	四国航空(株)	・ 送電線巡視飛行 ・ 建設資材の輸送	・ ヘリコプターによる送電設備の巡視、点検の計画および管理	1
		四電ビジネス(株)	・ 産業廃棄物の処理 ・ 電設資材・石油製品・事務用機器等の販売 ・ ビル賃貸	・ 火力発電プラントの環境設備(脱硫・排水処理装置等)の化学分析や石炭灰処理	31
		(財)四国電気保安協会	・ 電気設備の保安管理業務 ・ 定期・受託調査業務	・ 規制部門需要家の電気設備調査	5

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考⑤)

【四国電力資料抜粋】

○電力・エネルギー業界団体については、電気事業の運営を行う上で必要と考えられる事業を行っている団体への出向者のみ、原価算入することとした。

	出向先	主な事業内容 (電気事業と密接な関連あり)	人数
電力・エネルギー業界団体	(社) 海外電力調査会	・ 海外の電気事業に関する調査研究 ・ 電気事業に関する海外の関係機関、団体との交流および協力 ・ 海外の電気事業に関する情報・資料の収集・分析および提供 等	3
	(社) 電力系統利用協議会	・ 電気事業法上の送配電業務支援機構 ・ 電力系統に関するルール策定・監視、給電連絡業務、系統情報の提供 等	3
	(社) 原子力安全推進協会	・ 原子力の安全性向上対策の評価と提言、勧告・支援 ・ 原子力施設の評価と提言・勧告および支援 等	5
	原子力発電環境整備機構	・ 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく、使用済燃焼の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分事業	3
	日本原燃(株)	・ ウランの濃縮 ・ 使用済燃料の再処理事業 等	16
	石炭資源開発(株)	・ 海外石炭資源の調査・探鉱・開発・輸入・販売	1

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考⑥)

(3) 一般電気事業供給約款料金審査要領(平成24年3月)

(抜粋)

第2章 「原価等の算定」に関する審査

1. 人件費(基準賃金及び賞与等)については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。

(略)

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考⑦)

(4) 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議 報告書(平成24年3月)

(抜粋)

4. 原価の適正性の確保

(2) 対応の方向

(ア) 人件費

一般電気事業者の規制料金原価として認めるべき人件費については、一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を査定のメルクマールとして採用することが基本である。

他方で、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値をメルクマールとすることは、現実にそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮すれば、規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味することが適当である。

その際、各企業の給与体系が非常に複雑である中、客観的な査定を行うためには、スペックを揃えた同一の統計の中でメルクマールを設定することが適当である。

具体的には、一般電気事業者の従業員は平均で14,000人(最小の事業者でも1,300人)であることから、産業ごと・規模ごとに比較可能な統計である「賃金構造基本統計調査」(※)における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、査定を行うことが適当である。その際、査定においては、地域間の賃金水準の差についても考慮することが適当である。

また、役員給与や福利厚生費については、必ずしも比較可能な統計が存在しないが、査定当局においては、他産業の情報収集に努め、同様の考え方を適用すべきである。

※全国の10人以上常用労働者を雇用する民営事業者62,673事業所のうち有効回答46,227事業所。

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考⑧)

(5) 第21回電気料金審査専門委員会(平成25年3月6日)における査定方針案

(抜粋)

(1) 関西電力の人員計画

- これまで制御所の廃止、営業所の統廃合、電力所の再編や早期退職施策の実施及び新規採用の抑制により人員削減に取り組んでいる。(在籍人員:平成11年度末25,979人→平成23年度末22,116人)
- 原価算定期間においても、新規採用の抑制等により経費対象人員の削減に努め平成23年度末の21,779人から平成27年度末は21,555人(▲224人)まで抑制する計画である。
- 他の一般電気事業者と生産性を比較すると、一人当たりの契約口数、一人当たりの販売電力量、一人当たりの売上高は10社平均より高い水準である。

(2) 九州電力の人員計画

- これまで営業所の集中化、総務・人事労務・経理・資材業務の集中化や早期退職施策の実施及び新規採用の抑制により人員削減に取り組んでいる。(在籍人員:平成9年度末14,609人→平成23年度末12,831人)
- 原価算定期間においても、新規採用の抑制等により経費対象人員の削減に努め平成23年度末12,500人から平成27年度末11,789人(▲711人)まで抑制する計画である。
- 他の一般電気事業者と生産性を比較すると、一人当たりの契約口数、一人当たりの販売電力量、一人当たりの売上高は10社平均より高い水準である。

1. (1) 人員計画／出向者給与について(参考⑨)

(5) 第21回電気料金審査専門委員会(平成25年3月6日)における査定方針案

(抜粋)

(3) 出向者給与等(控除口)

- 関西電力及び九州電力が給与等を負担している出向者については、電気事業本体に関係が深いものに限って原価算入されていることを確認した。ただし、関西電力の「ヒートポンプ・蓄熱センター」への出向者2名については、販売促進的な側面が強いことから原価から削除すべきである。また、九州電力の「原子力安全推進協会(旧日本原子力技術協会)」への出向者6名については、原価上、団体費と二重計上となっていることから原価から削除すべきである。

① 関西電力

- 原価算入している出向者数: 535名
- 子会社14団体(382名): 堺LNG、かんでんCSフォーラム、関電オフィスワーク、関電サービス等
- 関連会社5団体(90名): 日豪ウラン資源開発等
- その他団体(63名): 海外電力調査会、原子力発電訓練センター、石炭資源開発、原子力損害賠償支援機構、電力系統利用協議会、原子力発電環境整備機構等

② 九州電力

- 原価算入している出向者数: 397名
- 関係グループ会社(344名): 九電産業、西日本技術開発、西日本プラント工業、西技工業、九建等
- エネルギー関係団体等(53名): 海外電力調査会、石炭資源開発、電力系統利用協議会、原子力発電環境整備機構、新エネルギー産業技術総合開発機構等

1. (2) 役員報酬等について

1. (2) 役員報酬等について(意見等①)

東北電力の申請内容	四国電力の申請内容
- 役員数は、平成20年度改定と比較し、増減無し。 - 一人当たり役員給与は、平成20年度改定と比較し、▲1,100万円の2,700万円で申請。 - 全体の役員給与は、平成20年度改定と比較し、▲2.1億円で申請。	- 役員数は、平成20年度改定と比較し、▲2名で申請。 - 一人当たり役員給与は、平成20年度改定と比較し、▲800万円の2,800万円で申請。 - 全体の役員給与は、平成20年度改定と比較し、▲2.1億円で申請。
主な意見	
《電気料金審査専門委員会》 - 他の電力会社の社員数と比較して東北電力は見合った人数なのか。役員給与についても、21人ということで、東京電力と変わらないが、多すぎることはないか。役員給与も高い気がする。 - 四国電力は一定数以上の役員が必要と言うが、一定数で何をして、どのような役割を果たすのか示してほしい。 - 四国電力は従業員数が多いと役員も多いという説明をしたが、販売電力量に対して元々従業員数が多いと、役員数も多いことになるので、販売電力量当たりの数字も出すべき。他社の資料が出るのであれば、部門毎にも出して欲しい。 - 東北電力は、申請ベースで社内取締役が16人、社内監査役が2人、社外監査役が3人であるが、社内監査役と社外監査役はガバナンスを担当するというので、上場会社だとこの人数は必要だと思う。一方、社内取締役の各役員の役割が機能的か、役割の質的に必要十分か、という視点で分析してみると、東北電力の社内取締役は火力・原子力本部を担当している人が7名いて、本部長代理、副本部長(火力部長や、総務部担当等)などがいる。一方で、四国電力は、原子力担当役員は2名。この比較において東北の人数は多いと思うので説明して欲しい。辰巳委員からも、業務の兼務で人を減らせないかという指摘もあった。役員の兼務はガバナンスの問題もあり、縦の兼務は可能だと思うが、横の兼務は難しい。縦と横の兼務をどうみるか、ガバナンスでどうか、という視点で両電力の考えを説明して欲しい。 - このポストは技官、事務官といった説明は役所的であり、そういう秩序をずっと続けられるくらい余裕のある会社ではないかと思う。 - 日本の取締役体制は独特。元々職員だった人が役員になっているため、取締役の中にもある程度上下関係が生じている。 - 伝統的な監査設置会社は、ガバナンスと執行が混在している。機能を一緒に担うことで、効率的にけん制が働く仕組みとなっているかどうか問題。 - 東北電力は申請前も申請時点でも社内役員数は16名とのことであるが、事業規模からも、関電の申請前の15名より多いのは説明がつかないのではないか。関電の査定後の14名を参考とする必要があると思う。 - 四国電力は社内取締役の12名について23年度と変わらない点をどう説明されるのか。事業規模にかかわらず、事業内容上必要との説明に誰も納得するとは思えない。値上げをお願いするこの時、担当を掛け持つなどの方法で、1人でも削減が出来るのではないのかという声にどのように納得できる説明をされるのか。	

1. (2) 役員報酬等について(意見等②)

主な意見

《公聴会》

- ・ 公共的な観点から電力会社の役員報酬に関しては国家公務員の指定職の給与水準と同レベル以下とすることが適切であるとする。
- ・ 必要経費の積算において、特に役員報酬や人件費において、独占企業の体質が抜けておらず、一般の常識からは格段に高額に設定されていると感じる。
- ・ 消費者委員会では役員や社員数の多さについて指摘を受けたが、これらを受け止めてほしい。
- ・ 役員の人数削減と、庶民の感覚としては高額な報酬の削減を求める。

《国民の声》

- ・ 役員数、報酬がべらぼうに多い→現行役員数21人平均年収3200万を50%カット、又、相談役顧問が11人必要か疑問、これこそ必要人数は3～4名でよい→報酬1800万から700万でよい。思い切って、まず先に削減せよ。
- ・ 東北電力は、役員の給与を減らし、役員の数を減らし、社員の給与を減らし、福利厚生を減らすなど企業努力をしてからにして欲しい。値上げはそれからだと思う。
- ・ 値上げをする前に、社員の給与、役員報酬の見直しを十分に行い、全ての無駄の切り捨ての努力もして欲しいです。努力の形が見えていません。民間企業は次世代エネルギーをも着々と進める中、「東通原発稼働」を再開していくのならば絶対反対！です。
- ・ 値上げする前に高すぎる役員報酬をカットするべきです。庶民は日々の生活費も大変なので…！！
- ・ 基本的に値上げは反対ですが、今の状況では仕方が無いのかな…と。ただ、毎日の生活に響いてくる事なので、TVでもやっていましたが、役員報酬等、削れる所を削って欲しいです。

消費者庁チェックポイント

- ①役員報酬(一人当たり)、社員年収(一人当たり)について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。特に、役員報酬(一人当たり)については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ②役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正(地域、年齢、勤続年数等)方法の選択は合理的なものとなっているか。さらに、その補正方法に特定の統計調査・計算方法を用いた理由を明確かつ合理的に説明しているか。

1. (2) 役員報酬等について(論点)

(役員数)

役員数は必ずしも会社の規模に連動するものではないと考えられるが、適切な人数をどのように考えるか。

1. (2)役員報酬等について(参考①:役員数等)

(1)北海道電力、東北電力及び四国電力の役員数及び役員報酬の比較

※H23年度の10社の社外役員平均給与は800万円

	北海道電力						東北電力						四国電力					
	25年度申請			20年改定			24年度申請			20年改定			24年度申請			20年改定		
	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計	社内	社外	計
取締役(常勤)	11	-	11	12	-	12	16	-	16	16	-	16	12	-	12	15	-	15
取締役(非常勤)	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
監査役(常勤)	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2
監査役(非常勤)	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3
合 計	13	4	17	14	3	17	18	3	21	18	3	21	14	4	18	17	3	20
申請原価(百万円)	290			615			570			786			499			713		
1人あたり平均 (百万円)	20	8	17	42	8	36	30	10	27	42	12	38	33	8	28	40	11	36

(2)平成24年民間企業における役員報酬(給与)調査

第28表 平成23年における役員(比較対象役員)の年間報酬額
単位:千円

区 分		年間報酬額
企 業 規 模 計		32,067
	3,000人以上	44,917
	1,000人以上3,000人未満	32,144
	500人以上1,000人未満	24,889

※年間報酬額には、平成23年中に支給された賞与を含む。

※集計

①本調査における役員は、平成23年1月から12月までの全期間を通じて常勤の役員として専務取締役(社長、副社長、専務取締役、常務取締役等)、部長等兼任の取締役、監査役等の役職に在任した者を対象とした。

②このうち、「比較対象役員」を役員数5人以上の企業における「社長を補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社1人」と定義して集計した。

③比較対象役員の年間報酬額の算出に際しては、母集団に還元して行った。

(注)比較対象役員の調査実人員は524人で、その具体的な役職名は、「会長」(5.1%)、「副会長」(0.2%)、「副社長」(41.8%)、「専務取締役」(37.0%)、「常務取締役」(13.0%)、「取締役」(2.7%)、「その他(相談役等)」(0.2%)であった。

(3)国家公務員指定職の年収概算

	給与改定特例法 による減額前	給与改定特例法 による減額後 ※2
指定職俸給表8号俸 (事務次官等) ※1	2,265万円	2,044万円
指定職俸給表6号俸 (外局の長官等) ※1	1,995万円	1,800万円
指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等) ※1	1,724万円	1,556万円
単純平均	1,994万円	(関電・九電査定) 1,800万円

※1 人事院規則9-42 別表に定めるところによる

※2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間適用

※3 上記の概算は経済産業省によるもの

1. (2) 役員報酬等について(参考②: 販売電力量当たりの役員数)

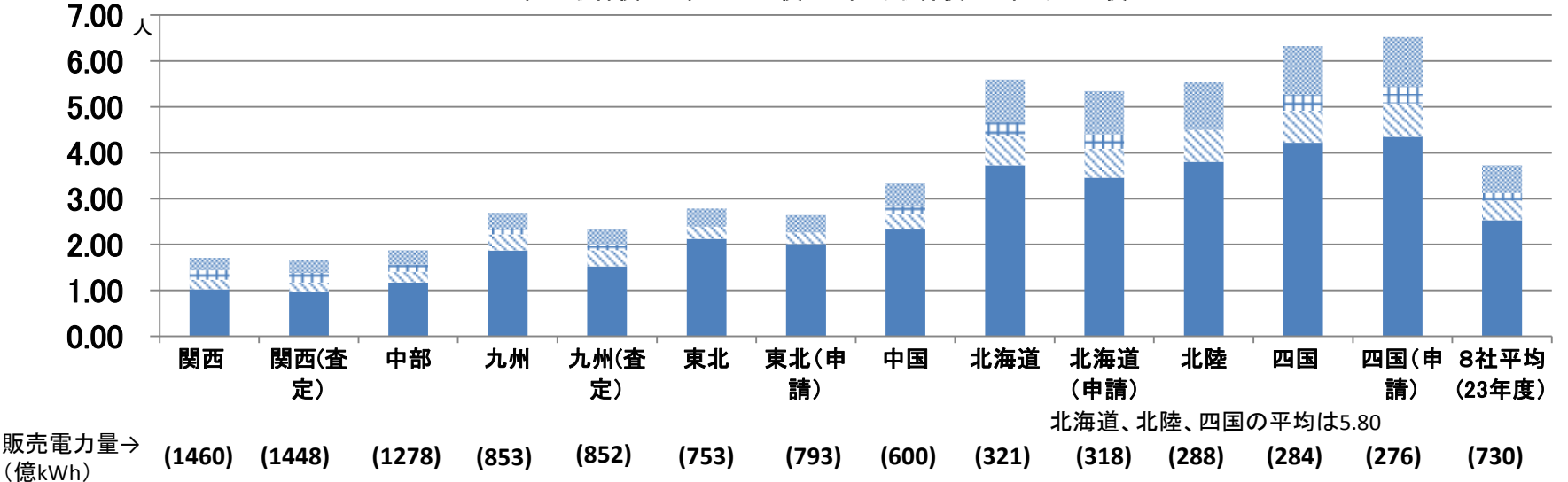
<役員数:人>	北海道	北海道 (申請)	東北	東北 (申請)	中部	北陸	関西	関西 (査定)	中国	四国	四国 (申請)	九州	九州 (査定)	8社平均 (23年度)	沖縄	東京
社内取締役	12	11	16	16	15	11	15	14	14	12	12	16	13	14	13	5
社内監査役	2	2	2	2	3	2	3	3	3	2	2	3	3	2	1	-
社外取締役	1	1	0	0	2	0	3	3	1	1	1	1	1	1	1	6
社外監査役	3	3	3	3	4	3	4	4	2	3	3	3	3	3	3	-
役員数計	18	17	21	21	24	16	25	24	20	18	18	23	20	20	18	11

<100億kWhあたり 役員数:人>	北海道	北海道 (申請)	東北	東北 (申請)	中部	北陸	関西	関西 (査定)	中国	四国	四国 (申請)	九州	九州 (査定)	8社平均 (23年度)	沖縄	東京
社内取締役	3.73	3.46	2.12	2.02	1.17	3.81	1.03	0.97	2.33	4.22	4.35	1.87	1.52	2.54	17.47	0.18
社内監査役	0.62	0.63	0.27	0.25	0.23	0.69	0.21	0.21	0.33	0.70	0.73	0.35	0.35	0.43	1.34	0.00
社外取締役	0.31	0.31	0.00	0.00	0.16	0.00	0.21	0.21	0.17	0.35	0.36	0.12	0.12	0.16	1.34	0.22
社外監査役	0.93	0.94	0.40	0.38	0.31	1.04	0.27	0.28	0.50	1.05	1.09	0.35	0.35	0.61	4.03	0.00
役員数計	5.60	5.35	2.79	2.65	1.88	5.54	1.71	1.66	3.33	6.33	6.53	2.69	2.35	3.73	24.19	0.40

- ・出典:平成23年度有価証券報告書、平成24年版電気事業便覧及び各社資料。

・東京電力は平成24年6月27日付けをもって委員会設置会社に移行。取締役のほか執行役の役員が15人(うち取締役兼務者4人)いる。

・端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。
- 社内取締役 ■社内監査役 ■社外取締役 ■社外監査役
- 販売電力量(23年度)が多い会社順に並べ替え



1. (2) 役員報酬等について(参考③)

【東北電力の資料より抜粋】

<役員一覧>

役 職	氏名	事務委嘱[分担]
取締役会長	A	—
取締役社長	B	—
取締役副社長	C	業務全般, 火力原子力本部長
取締役副社長	D	業務全般, 火力原子力本部長代理
取締役副社長	E	業務全般, CSR担当, コンプライアンス推進担当, IR担当 [企画部, グループ事業推進部]
取締役副社長	F	業務全般, お客さま本部長 [情報通信部, 営業部, お客さま提案部, 配電部]
常務取締役	G	[秘書室, 考査室, 原子力考査室, 人財部]
常務取締役	H	火力原子力本部副本部長
常務取締役	I	[土木建築部, 研究開発センター] (火力原子力本部副本部長)
常務取締役	J	支店統轄 [広報・地域交流部, 経理部, 資材部]

役 職	氏名	事務委嘱[分担]
常務取締役	K	火力部長 (火力原子力本部副本部長)
常務取締役	L	電力流通本部長 [電力システム部, 用地部, 環境部]
常務取締役	M	[総務部] (火力原子力本部副本部長)
取締役	N	広報・地域交流部長
取締役	O	原子力部長 (火力原子力本部副本部長)
取締役	P	総務部長
常任監査役	Q	—
常任監査役	R	—
監査役(社外)	S	—
監査役(社外)	T	—
監査役(社外)	U	—

1. (2) 役員報酬等について(参考③) 【東北電力の資料より抜粋】

1. 本部制および火力原子力本部について

- 電力市場の部分自由化開始を契機として、平成11年6月に、市場分野別に3本部(火力原子力本部、電力流通本部、お客さま本部)を設置し、コスト責任を各本部長に一元化し、当該分野に関わる業務運営全般にわたる計画を本部が自律的に立案できる体制とした。
- 火力原子力本部は、火力部・原子力部だけでなく、燃料部、電源立地部など、火力・原子力に関わる幅広い分野の業務を本部に一元化することで、部門最適に陥ることなく、全体として効率的な運営・管理が出来るようにしている。
※他電力会社では、8社中5社が原子力を単独の本部としており、3社が火力と原子力を一体とした発電本部等の体制としている。

2. 火力原子力本部における役員の役割分担

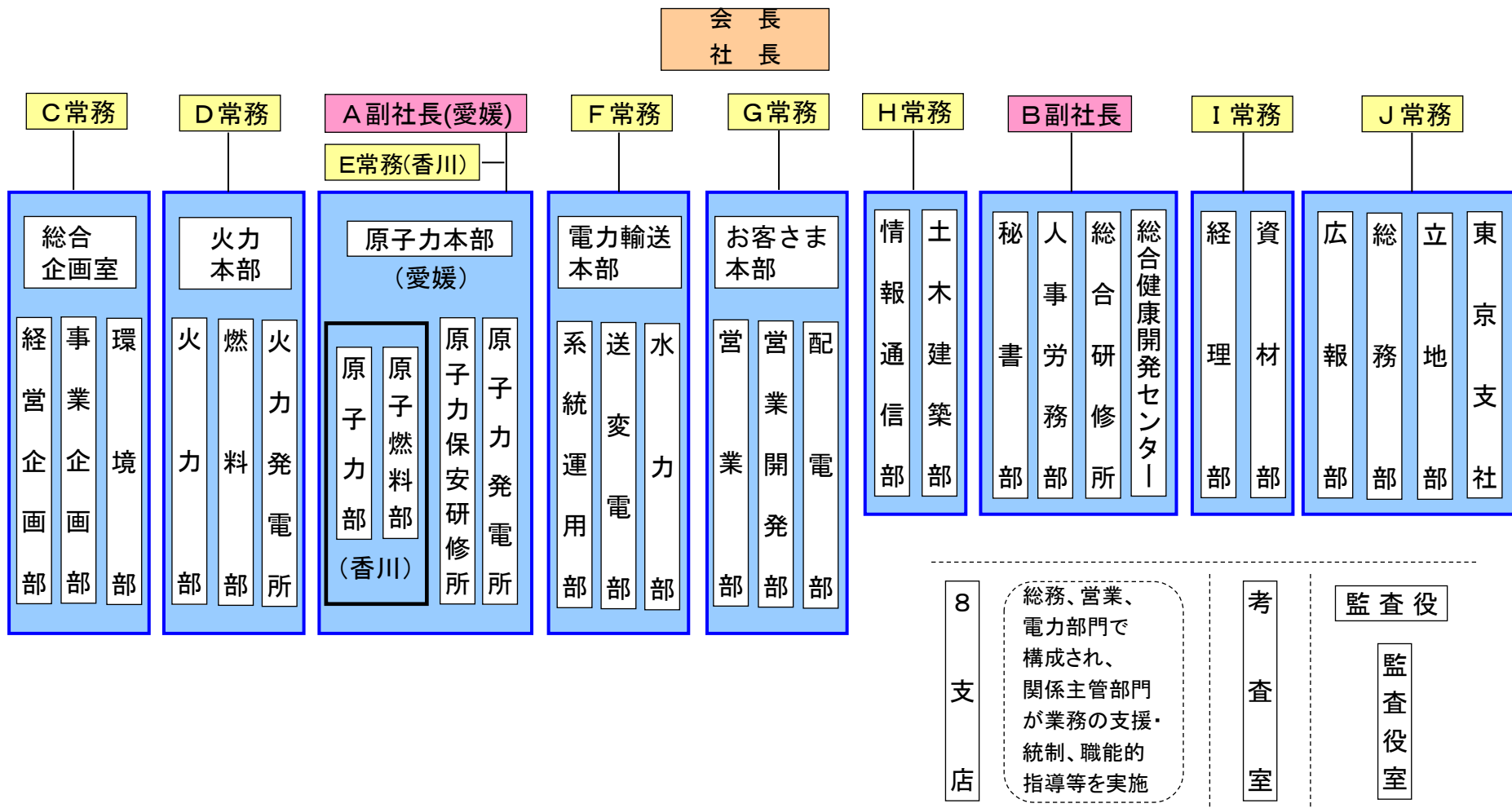
役職	火力原子力本部における役割		その他事務委嘱・分担
取締役副社長	本部長	・火力原子力本部の業務を統括	・業務全般
取締役副社長	本部長代理	・原子力品質保証室に関わる業務、燃料部の原子燃料に関わる業務	・業務全般
常務取締役	副本部長	・東日本大震災後の経営課題対応(新規制基準や原子力の安全確保等への対応)	—
常務取締役	副本部長	・火力・原子力に関わる土木建築業務	・研究開発センター、土木建築部
常務取締役 火力部長	副本部長	・火力部に関わる業務、燃料部の化石燃料に関わる業務	—
常務取締役	副本部長	・東日本大震災後の経営課題対応(地域対応や法務対応等)	・総務部
取締役 原子力部長	副本部長	・原子力部に関わる業務	—

3. 上記の火力原子力本部役員が必要な理由

- 原子力品質保証の機能強化、東日本大震災で被災・停止した火力・原子力設備の早期復旧や安全対策対応、燃料費の大幅な増加に伴うコスト管理の強化など、現下の経営課題克服に向けて経営層による関与を強めた。
(全役員数は前回原価と同じ)

1. (2) 役員報酬等について(参考③) 【四国電力の資料より抜粋】

- 社内取締役のうち、副社長2名および常務取締役8名については、各役員が関連性のある2～4部・所を担務している。
- なお、原子力本部については、発電所立地県の愛媛県に設置しており、愛媛県常駐の本部長を副社長が担務し、原子力部、原子燃料部のある本店(香川県)常駐の副本部長を常務取締役が担務している。



1. (2) 役員報酬等について(参考⑤)

(5) 第21回電気料金審査専門委員会(平成25年3月6日)における査定方針案

(1) 役員数

- 関西電力は平成20年改定より3名の取締役(非常勤)を減員している。
- 九州電力は平成24年6月に取締役(常勤)を3名増員しているが、昨年度の財務収支が赤字決算であり、かつ、電気料金値上げも想定された局面であったことを勘案すると、原価上、この増員を認めることは適当ではない。

(2) 役員報酬の水準

- 一般電気事業供給約款料金審査要領(以下、「審査要領」)において、基準賃金及び賞与等と同様の考え方を適用することが定められているが、賃金構造基本統計調査のような基本となる統計が必ずしも存在しない。
- 人事院による「民間企業における役員報酬(給与)調査」における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえると、電力会社の役員報酬についても国家公務員の指定職の給与水準と同レベルとすることが適当である。

2.（1） 石炭価格の織り込みについて

2. (1)石炭価格の織り込みについて

東北電力の申請内容	四国電力の申請内容
【原価織込CIF価格】 <u>10,113円／トン</u> （25～27年度3力年平均） ※全日本通関価格9,800円／トンに比べ+313円／トンで織込。 ・FOB価格：24年10月～12月の国別購入実績単価を使用。 ・フレート：24年10月～12月の発電所別、国別受入実績単価を使用。 ・国別の調達数量：20～22年度の国別受入実績比率に亜瀝青炭の利用拡大（3%→11%）を織り込み算定	【原価織込CIF価格】 <u>9,815円／トン</u> （25～27年度3力年平均） ※全日本通関価格9,800円／トンに比べ+15円／トンで織込。 ・24年10～12月の実績平均単価と21～23年度の国別受入実績比率をもとにCIF価格を算定した後、全日本通関CIF価格並みまで自主カット。
【諸経費込みの織込価格】 <u>11,465円／トン</u> （25～27年度3力年平均）	【諸経費込みの織込価格】 <u>11,716円／トン</u> （25～27年度3力年平均）

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

◆CIF価格に関する意見

- 東北電力についてオーストラリア産は割高なので、コスト、安定性の上でインドネシア産を入れる等、多様化しているとの説明がされており、四国よりも豪州産の割合が少なくなっている。にもかかわらず、東北電力の織込価格が四国電力の価格よりも高い理由は何か。
- 東北電力の原価織込み石炭購入価格と全日本通関CIF価格との差異について、内容は理解できるが受け入れかねる。この事情は全ての電力会社で同じ内容。他の電力会社より高い料金を織込むのは納得しがたいという指摘に対する答えになっていない。
- 亜瀝青炭のシェア拡大についてよく教えて欲しい。安いと思うが使いにくいものだと思うので、どういう形でコスト削減につながるのか、トータルでみて安いのか等、説明いただきたい。
 → 亜瀝青炭については原価算定期間中では年平均全体の11%ぐらい混ぜようと考えている。亜瀝青炭の価格は、熱量等価で10%程度安い。が、亜瀝青炭を使うためには豪州炭と混炭を行う必要があり、技術的には亜瀝青炭を3割、豪州炭を7割とすることが可能。総合的に見て亜瀝青炭を利用することは価格面では有利になるが、自己発熱性があり貯炭に手間がかかるなど、発電所の技術的問題がある。様子を見ながら割合を増やしていくということで、原価算定期間中は11%とさせていただいた。（東北電力）

◆諸経費込みの価格に関する意見

- 東北電力は、石炭の価格が高くなっても、他の経費が下がり、トータルで安くなり、効率的だということを示すのであれば、むやみに査定すべきでないのはその通りである。他方で、あらゆる要因が入りすぎると個々の積み上げで査定できなくなる。この発想を全て受け入れるのは難しいが、こういう視点も入れて考えるべき、と理解した。例えば諸経費が低いのは恵まれた条件（土地代が低い、港が恵まれている等）が要因で、石炭価格とは関係ないのか。具体的に説明して欲しい。石炭価格は高くなっているが、それによって他のコストがこう下がっているから合理的、ということであればそれを教えてほしい。足し算だけでは納得しかねる。
- 東北電力は石炭購入に係る諸経費のことまで考えて発電所を作った結果、トータル費用でコスト削減ができているとのことだが、石炭自体の購入価格が安いからコスト削減できているわけではない。よって、他の電力会社の査定と同様に査定すべき。

2. (1) 石炭価格の織り込みについて

主な意見

《公聴会》

- ・ 東北電力の燃料費の見積もりは、高い。今般豪州炭の長期契約締結が新聞報道されたが、料金値上げ申請資料よりは安価であるものの、豪州炭スポット価格よりは高価である。このため燃料費の精査と更なる安価購買の検討をお願いしたい。東北電力は、他社とは異なり、低硫黄の原油を基準としているので、他社と合わせるべき。

消費者庁チェックポイント

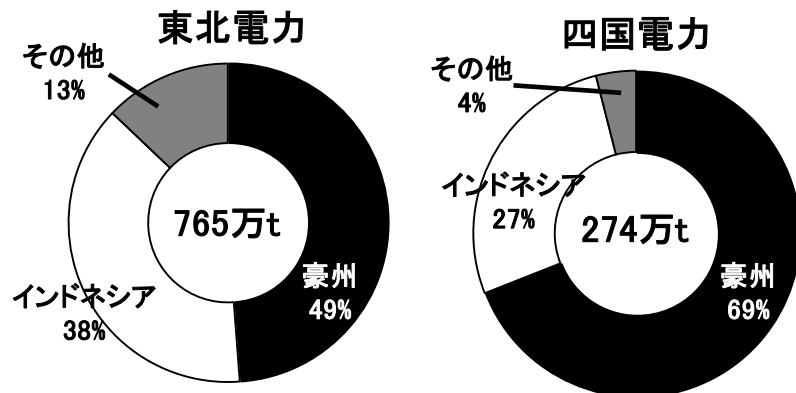
- ⑬ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑭ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。

2. (1) 石炭価格の織り込みについて(論点)

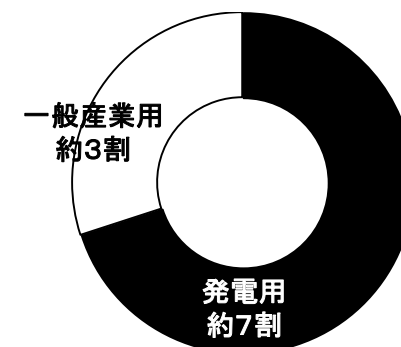
- ① 石炭価格について、「CIF価格は他電力会社より高いかもしれないが、諸経費込みの購入価格は他電力会社と比べても競争力がある」「諸経費も含めたトータルコストでの石炭購入価格を対象とした査定を検討してほしい」との意見があるが、どのように考えるべきか。
- ② CIF価格については、調達先の多角化や価格形態の多様化等による効率化努力をどのように勘案すべきか。また、産炭国や用途（発電用・一般産業用（セメント、製紙、化学等））の違いによる価格差があるのであれば、どのように勘案すべきか。
- ③ 諸経費については、発電所の立地条件等に起因する効率化が難しい費用と、一定の効率化努力を見込みうる費用（荷役料等）があると考えられるがどうか。

2. (1) 石炭価格の織り込みについて(参考)

◆石炭調達量(原価織込; H25-H27平均)



◆全日本通関数量の内訳



◆市況変動への対応

◆豪州炭のFOB価格の市況の推移

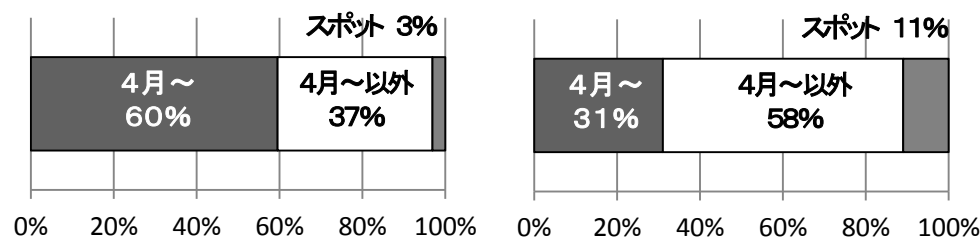
(グローバル・コールのニューキャッスルINDEX)



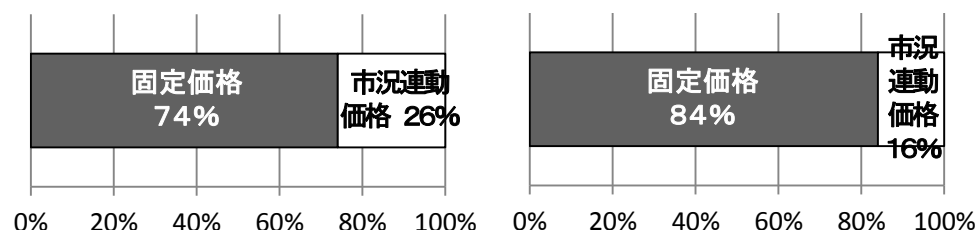
【東北電力】

【四国電力】

契約開始時期別シェア(平成24年度実績)



価格形態別シェア(平成24年度実績)



※石炭価格における固定価格と市況連動価格との違い

- ・固定価格: 契約年度当初に特定の数値を適用価格として合意する価格形態
- ・市況連動価格: 配船時期の豪州炭スポット価格に連動する価格形態

2. (2) LNG長期契約について

2. (2) LNG長期契約について(意見等①)

東北電力の申請内容	四国電力の申請内容
【長期契約】 7プロジェクトのうち、原価算定期間中に価格改定のあるものは4プロジェクト(価格改定対象数量;107万トン(長契の35%))。 - 価格が合意済みのものは、合意済みの価格フォーミュラに基づき算定。価格改定がある契約の改定後価格は、<u>東北電力が今後取引を開始する合意済の契約のうち最も安い価格を適用。</u> 【スポット】 <u>平成24年10～12月の全日本通関LNG価格(JLC)並み。</u>	【長期契約】 - マレーシアの売主との1件のみ(年間基本数量36万トン)。 <u>契約期間(H22/4～H37/3)中の定期的な価格見直し条項はない。</u> - 価格は、「マレーシアの日本向け価格の平均的な水準」であるとして、24年10～12月実績平均で織り込み。 【スポット】 - スポット調達の予定はない。 ※25年度と26年度については、<u>長期契約の増量オプションを行使(各6万トン)。</u>
主な意見	
《電気料金審査専門委員会》 ◆四国電力のLNG調達契約に関する意見 - 燃料費に関して、東京電力と関西電力の時でLNG査定の仕方は変わった。全く同様に関電・九電の全く同じやり方を今回に適用する必要はなく、より合理的なやり方があればそちらを使う。今回の四国の場合には、あのやり方を継続していいのか疑問がある。関電・九電の査定は、一定数量の価格改定があることを前提としたやり方。「価格改定がないものはノーチェック」となると、価格改定条項のない契約には一切手がつけられなくなる。また、価格交渉が終わってから値上げ申請を出せば良いということになってしまう。今回は個別ケースを見るべきだ、と思う。「マレーシアから日本向けの平均的価格で売る」との条項は、他の会社にする値段が上がると自動的に価格が上がることを意味しており、他電力への売値をあげるインセンティブともなる契約ととれ、今回の資料では合理的な契約とは全く思えない。どういう経緯なのか、契約の内容をしっかりと見ていく必要がある。 - 四国電力のLNGについて感想をいうと、9電力体制の問題を集約的に見せている資料だったのではないかと。フルセットで色々なタイプの発電所を保有していると制約があって効率的に使えないということを説明しているように見える。関西電力と四国電力が仮に合併していたら、もっとはるかに効率的に出来たのではないかと、思うことを言わせてしまう。 - LNGの契約について聞きたい気はするが、今回のような特例では、全日本平均か見込み原価の低い方で査定しても良いのではないかと。交渉を全部放棄した契約になってしまっている。四国電力に、他の方に頑張ってもらって頂くよう言って頂く。最低でもこれぐらいの査定はすべきなのではないか。	

2. (2) LNG長期契約について(意見等②)

主な意見

《公聴会》

- ・ 東北電力のLNG輸入費用は、電力会社平均よりも8%高いなど、東北電力は今回の値上げ申請に当たって、高めの原価設定をしている。燃料調達費の安い中国電力並みの燃料調達であれば、値上げをすることはないと考えるがどうか。
- ・ 火力発電における燃料費負担が値上げ理由の一つとなっているが、全日本通関価格に比べても高い調達価格であることについて改善してほしい。原価算定期間中に価格の更新時期を迎えるものについては、電力会社の交渉努力により、更なる原価の圧縮をしてほしい。
- ・ 値上げ理由の最も大きな要因となっている火力燃料費を削減する努力については、国と電力会社の共同の取り組みが必要。
- ・ 火力電力の燃料費について、シェールガスの調達や、原油価格リンクを変えるなど、国と電力会社10社で協力すればもっと削減できるように思う。さらなる企業努力で少しでも安い燃料調達の実現をしてもらいたい。

《国民の声》

- ・ 値上げ申請の理由の一つになっている燃料調達は、米国のシェールガスやロシアの安い天然ガスも利用出来るように政府に働きかけ、コスト削減を目指すべき。
- ・ LNGの輸入が増えたためと言われているが、その輸入単価が異常に高いと思う。より安く輸入するようにしてほしい。

消費者庁チェックポイント

- ⑯（再掲）火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようなになっているか。また、LNGの調達に関し、中途解約の違約金について、どのように設定されているか明らかにされているか。
- ⑱（再掲）燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。

2. (2) LNG長期契約について(論点)

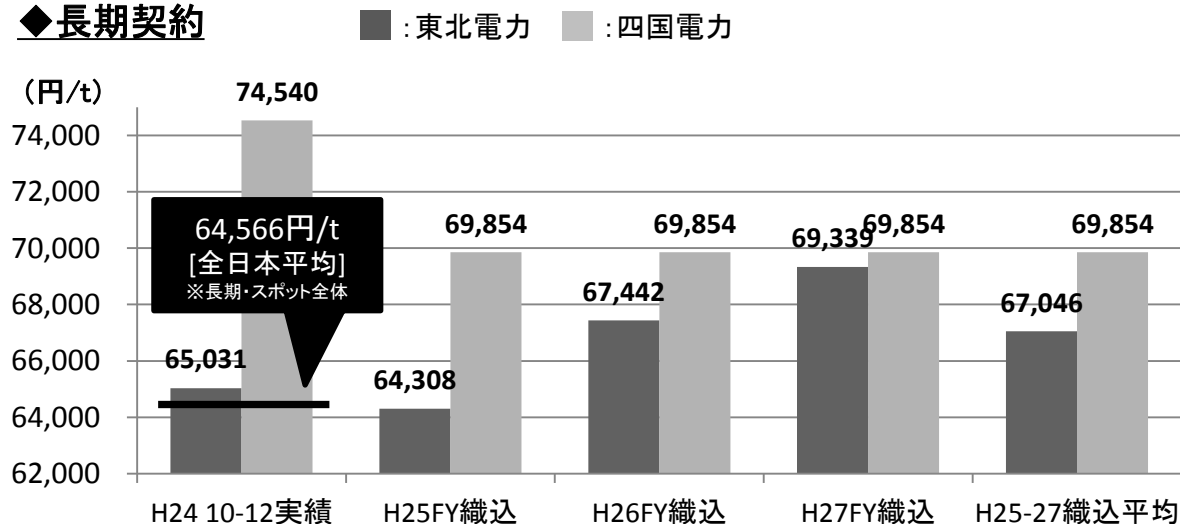
審査要領においては、「燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。」となっているところ。

- ・ 東北電力については、関電・九電と同様の査定方針※を適用することでよい。
- ・ 四国電力については、原価算定期間内にLNG長期契約の価格更改を迎えないが、「マレーシアから日本向けの平均的な価格」とされていることをどのように勘案すべきか。

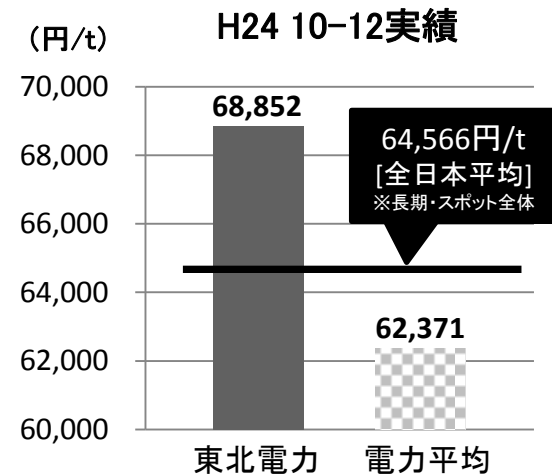
※25年度および26年度については、申請会社以外の一般電気事業者も含め、原価算定期間内に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織り込みとすべき。加えて、27年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス価格リンクを一部反映した原価織り込み価格とすることが適当。スポット購入価格については、各社の実績値ではなく、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とすべき。

2. (2) LNG長期契約について(参考)

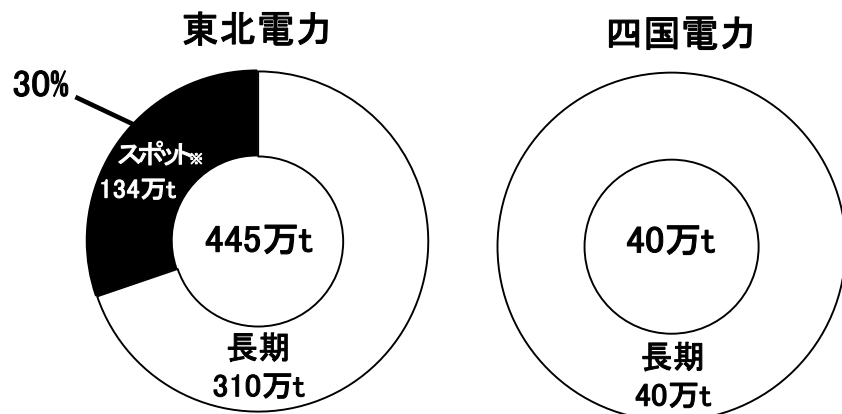
◆長期契約



◆スポット※

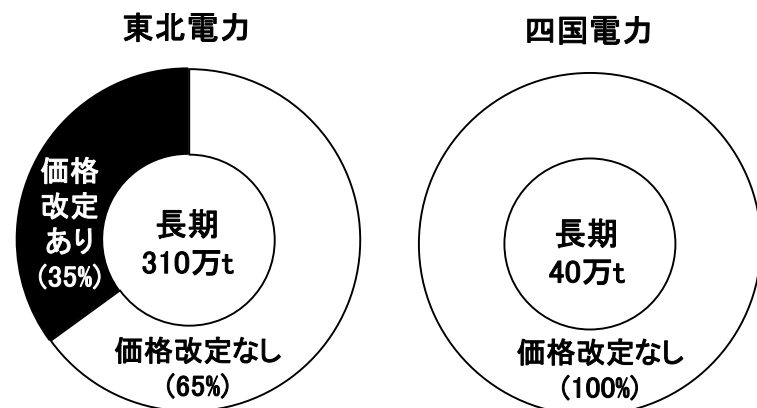


◆LNG調達量(原価織込; H25-H27平均)



※スポットには、1年未満の短期契約(タームスポット)等を含む。

◆原価算定期間中の価格改定対象数量(H25-H27平均)



3. 経営効率化の織り込みについて

3. 経営効率化の織り込みについて(意見等①)

東北電力の申請内容	四国電力の申請内容
- 競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 - 平成21～24度に特命発注から競争入札に変更した165件(対象額:約8億円)(うち、平均削減率▲3%を上回る42件(対象額:約4億円))について自社で調査 - 今回申請の料金原価には、入札・随意契約分等を除く発注案件全て(3,260億円)に7%の削減を織り込んでいる。	- 競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 - 平成22～24年度に特命発注から競争入札に変更した16件(対象額:約3億円)について自社で調査 - 今回申請の料金原価には、入札・随意契約分等を除く発注案件全て(1,778億円)に7%の削減を織り込んでいる。
主な意見	
《電気料金審査専門委員会》 ◆ 効率化費率に関する意見 - 東北電力の効率化について、平均削減率は3%なのに、7%としており、何故か。よく意味がわからない。また、調達比率は、第三者に見てもらえないと、手を付けられないのか。 → 効率化について特命から競争に変更した場合の価格の平均削減率は3%だが、3%を上回るものを洗い出し平均すると6.8%になる。マイナス7%は実績として達成されているわけではないので、現行の競争比率17%を目標の30%まで上げて、7%の効率化を確かなものにしようと考えている。また、第三者委員会がないと合理化できないかという点について、合理化は達成できると思うが、全面自由化等も将来行われることを鑑み、コストを今下げておくことは重要であり、我々として見逃している点を第三者の観点も踏まえ削減していこうと思う。(東北電力) ◆ 子会社・関連会社取引に関する意見 - 子会社・関連会社の思い切った整理統合を行うべき。 ◆ グループ企業への発注に関する意見 - 四国電力について、平成4年と比べているが、平成20年度と比べるとほとんど変わっておらず、直近の数年間には効率化の努力はほとんどやってなかったのではないかと。また、グループ内でほとんど調達をしているが、それが四国のやり方ということであれば、消費者としては驚きである。中国や関西にも同じような競争力のある取引先がいるのに、なぜ四国電力は地域の産業まで囲い込んで地域独占をやっているのか。また、内製化が定着しているのであれば、急に競争比率を高めるのは難しいのではないかと。 → 内製化を行うことでメーカー依存から脱却し、価格低下につながる面もある。特命発注についても、市況価格を参考にするのはもちろん、査定も厳正にしているのでコストアップにはつながっていない。内部で情報を共有し、技術を継承することが、長い目で見てよいと考える。(四国電力)	

3. 経営効率化の織り込みについて(意見等①)

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

◆ グループ企業への発注に関する意見(続き)

- ・ 四国の特命発注が多い理由は納得していないが、発注先が十分に効率化しているのであれば、競争に切り替えても勝てると思うので、競争に切り替えてほしい。
- ・ グループ会社への発注については、単なる価格だけではなく、出向者負担も含めて考えて、外部への発注よりも効率的になっているかどうかを教えて欲しい。
- ・ 四国について、出向者は徐々に本社に戻すということだったが、それだと余剰になると思う。労働生産性から出向者を外すか、四電工を取り込んで計算するかどちらかと思う。本来、社内でやっていることを外でやっているのか、それとも外注すればいいことを四電がやっているせいで原価に影響しているのか、グループ内製化の意義を考えるべき。
- ・ 四国電力は、グループ会社内に製化した方がメーカーへ発注するより安いという説明をしているが、不思議である。外に出した方が取引量は多くなるため、安くなるのではないか。特別な資産が必要でマーケットだと取引が成立しない等のため内製化するのならわかるが、請負工事の場合に、なぜグループ会社への内製化が必要なのか疑問である。具体的な事例をもって説明して欲しい。
→ 火力や原子力は特殊な技術を要するため、大手メーカーに頼っていたが、内製化したことで、特に人件費が安くなった。積み重ねることで、品質面、管理面等のトータルでコストが安くなり、安定供給の礎にもなる。(四国電力)

◆ 効率化織り込み前の発射台に関する意見

- ・ 効率化努力の発射台の議論について。タービンのような大型設備は1品生産であるのでコストを比較しにくいですが、一方、汎用品の場合多くは市況品であり、買付のタイミングやボリューム等でかなり変わるので、何をもって揃えるべきか。
- ・ 効率化の発射台としてコストを比較する際に何を見るべきかという点について、市況品のようなものは適切ではない。価格が簡単にわかるものを、遥かに高く買うことはありえない。それをいくらで買えば問題ないなど考えることはおかしい。調べないと価格がわからないものでないとだめだと思う。比較的数量が少ないもので、ピンポイントで買うもので、タイミングの問題で価格が変わるものを比較するのもアンフェア。我々も調べるし、電力にも話を聞いて、選定することになると思う。極端にまずい性質を持っているものを除いて、慎重に、恣意性がないように選んでいくしかない。
- ・ 入札比率をどれだけにせよというのはこの委員会では決められないため、委員会では事業者の目標をそのまま受け入れないといけないが、四国電力は電子式計器をとんでもない値段で買っているの、仮に入札しないでも安く調達しているという説明はできなくなる。
- ・ 四国電力は、特命発注から競争入札に移行した実績件数は16件と少ないので、発射台が適切であるか、見なければならない。

3. 経営効率化の織り込みについて(意見等②)

主な意見

＜公聴会＞

- ・ 徹底した経営効率化の為には競争入札比率を100%にすることが望ましい。事業の特性上入札が困難なものがあるとすれば消費者が納得できるよう資料を用いて説明してほしい。
- ・ 徹底した経営効率化のためには、競争入札比率を高めることが必要。調達コストの削減の余地がまだあるように感じる。もっと高い入札比率にするなど、競争を導入するような努力をお願いしたい。

＜国民の声＞

- ・ 事業者による一方的な値上げは許されるものではなく、消費者の理解と納得を得られることが大前提であるとする。そのためには、一般企業以上の経営の効率化が必要。
- ・ 電力会社は競争の無い半独占企業なので、値上げの際には、民間の経営コンサルタント等の外部監査を行い、他の一般企業と比べて、あり得ないような無駄は無いのか、十分に精査すべき。
- ・ 安易な値上げに踏み切るのではなく、もっと出来る事を探してやり切るべき。国民ばかりに負担を押しつけるべきではない。
- ・ まず、内部の整理、役員報酬、ビル償却、借り上げ社宅などを見直してから行動すべき。

消費者庁チェックポイント

- ④競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容(東北電力30%、四国電力15%)は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。
- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。
- ⑩子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。
- ⑫コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等)

3. 経営効率化の織り込みについて(論点)

審査要領において、「入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。」となっているが、東北電力、四国電力ともに過去の実績から7%の効率化努力を織り込んでいるが、関西電力、九州電力の際の査定方針を踏まえ、どのように考えるか。

(参考)電気料金審査専門委員会(関西電力・九州電力)における検討結果①

～基本的な考え方～

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額すべきである。

関西電力及び九州電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請しているが、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額する。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定する。(詳細は次のページ「経営効率化の織り込みについて」)

※コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(4) 更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(参考)電気料金審査専門委員会(関西電力・九州電力)における検討結果②

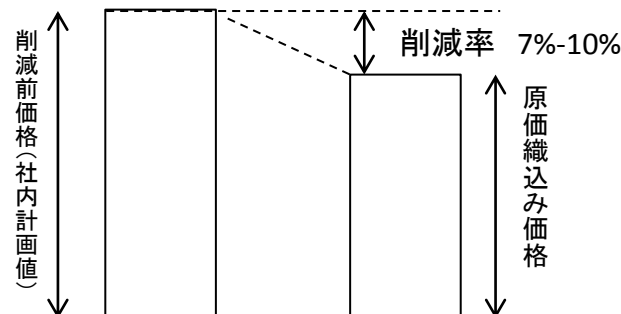
～基本的な考え方(経営効率化の織り込みについて)～

- (1) 電力会社は、料金改定の有無にかかわらず、外部の知見も活用し、不断のコスト削減努力を行うべきであり、値上げにあたっては、客観的な第三者による効率化目標の設定が、料金に対する信頼を得る上で重要である。
- (2) 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法に基づく賠償支払いに対する支援を受ける前提として、「東京電力経営・財務調査委員会」及び原子力損害賠償支援機構による徹底的なデュー・デリジェンスを実施した。その結果、料金認可申請においては、震災後10%の経営効率化目標を設定し、原価に織り込んだところである。
- (3) 今回、関西電力及び九州電力が、7%の効率化目標を設定し、原価を圧縮していることは評価できるが、自らの調査に基づく削減幅であり、第三者による徹底的な調査を経たものではない。また、関西電力からは、分野によっては過去15%の削減を行った事例もあるとの説明があった。このため、7%の目標をそのまま受け入れることは困難である。関西電力及び九州電力の効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力において第三者による調査の結果設定された効率化目標数値である10%を、関西電力及び九州電力にも適用することが合理的である。
- (4) 調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について、関西電力及び九州電力と東京電力のものと比較した場合、消費者物価指数等により地域補正した金額は、コスト削減前の東京電力・関西電力・九州電力では概ね同様の水準であることが確認された。このことから類推するに、コスト削減前のコスト水準は、3社でほぼ同等であったと考えられる。このため、効率化目標数値10%を適用し、減額を行うべきである。

3. 経営効率化の織り込みについて(参考①)

申請電力会社	原価への 効率化織 込み額	削減率	(削減率の算定方法)	削減前価格の考 え方	対象費用
東北電力	7%	3.0%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成21～24年度に特命競争から競争入札に変更した165件(対象額:約8億円) (うち、平均削減率▲3%を上回る42件(対象額:約4億円))について自社で調査	平成25年2月(申請) 時点の社内計画値	3,260億円 (修繕費、委託費 等、削減前)
四国電力	7%	6.8%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成22～24年度に特命競争から競争入札に変更した16件(対象額:約3億 円)について自社で調査	平成25年2月(申請) 時点の社内計画値	1,778億円 (修繕費、委託費 等、削減前)
(参考) 関西電力	10% (認可)	6.8%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成22～24年度に特命競争から競争入札に変更した251件について自社で 調査	平成24年11月(申 請)時点の社内計画 値	5,150億円 (修繕費、委託費 等、削減前)
(参考) 九州電力	10% (認可)	7.1%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 平成21～23年度に競争発注を行った17,230件について自社で調査	平成24年11月(申 請)時点の社内計画 値	3,256億円 (修繕費、委託費 等、削減前)
(参考) 東京電力	10% (認可)	10%	競争発注等により調達した物品に係る発注の設計値と落札額の差分から算出 「東京電力経営・財務調査委員会」で調査した結果	平成23年11月(緊急 特別事業計画)時点 の社内計画値	7,772億円 (修繕費、委託費 等、削減前)

資材調達コストの効率化 (イメージ)



※競争入札を行わないものも含め、対象費目の費用全てに 削減率を乗じて原価からカットしている

3. 経営効率化の織り込みについて(参考②)購入物品の価格比較

第29回委員会資料5-1(事務局)

- ・電子式計器の購入単価及び計器取替工事費単価は、申請6社の電気料金審査専門委員会の資料等を基に比較(23年度実績)。
- ・ガスタービンの設置コストについては、電力各社のガスタービンの出力等が違い比較困難。このため、電力各社で一般的に購入している汎用品である柱上変圧器及び送電線を選定し、それぞれについて一般に使用されていると思われる仕様を選定して比較した。

(柱上変圧器及び送電線の調査方法)

- ・東北電力、四国電力及び北海道電力においては、平成25年3月1日～3月31日に購入した柱上変圧器及び送電線の全ての購入実績リスト及び根拠資料を提出依頼。(送電線についてはデータ数が少なかったため、対象期間を追加依頼。)全支払金額を全購入数量で除して単価を算出。
- ・ただし、四国電力の柱上変圧器においては、四電工に工事として発注しているため、四国電力が四電工に支払う際の平成24年度の単価契約の単価を採用。
- ・東京電力、関西電力及び九州電力については、平成24年度の実績単価を提出依頼し、平均を求める際のデータとして活用。

(○:平均より安価、×:平均より高価)

	品名・仕様	東北電力	四国電力	北海道電力
電子式計器の購入単価 (1台あたり)		○	×	×
計器取替工事費単価 (1件あたり)		×	○	○
柱上変圧器(1台当たり)	6kVトランス(容量5kVA)	○	○	×
	6kVトランス(容量10kVA)	○	×	○
	6kVトランス(容量20kVA)	○	×	×
送電線(1m当たり)	鋼心アルミより線 (ACSR160)	○	○	×
	鋼心アルミより線 (ACSR330)	×	×	×
	鋼心アルミより線(耐熱性) (TACSR330)	○	×	×



(留意事項)

- ・電子式計器については、関西電力は、平成23年度購入実績がないことから、東京・九州・東北・四国・北海道の5社の平均単価との比較。
- ・柱上変圧器は、各電力会社で仕様にばらつきがある。また、再利用等(一般に安価)を行っている事業者もあるが、上記は新品で比較している。
 - ・四国電力の柱上変圧器は、耐用年数を長くするため、耐塩型と同仕様の溶融亜鉛めっき塗装がなされている。
 - ・50Hz地域(東日本)で使用する変圧器の方が銅線・ケイ素鋼板の量が多く使用されており割高となる。
- ・送電線は、調達毎の購入物量、アルミの市場価格に応じて価格が大きく変化する。また、メーカーの受注状況によっても価格が変動する。

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(意見等①)

東北電力の申請内容

- 固定資産除却費は、帳簿価格と処分見込価額の差異である除却損と、撤去・解体に伴う除却費用で構成。
- 除却費用には、競争拡大による発注価格の削減を反映したものの、緊急設置電源の除去により、前回改定に比べ115億円増加。
- 東日本大震災による供給力不足を解消するため「災害復旧事業」として環境アセスの適用除外で実施した緊急設置電源は、「災害復旧のための発電設備設置事業に一定の進展が見られた場合には、東北電力は、環境影響の大きな発電設備から優先的に運転を停止する等の措置を講じること」とされているため、適正予備率の確保が見通せる段階で、順次廃止することとしている。
- このため、コンバインドサイクル化を予定している八戸5号を除き、緊急設置電源を25・26年度に廃止する計画とし、今回料金に固定資産除却費157億円を織り込み。

主な意見

〈電気料金審査専門委員会〉

- 東北電力は緊急設置電源5機のうち4機の固定資産除却費を料金に織り込んでいる。一方、LNG等発電設備の新設が計画されており、4機全て廃棄するのはもったいないと感じる。転用、売却などの考えはないのか。
 - 緊急設置電源は供給力が戻ったら順次廃止するという条件付きで環境アセスメントの適用が免除されており、供給計画上も原子力が戻り次第環境負荷の大きいものから廃止することとしている。環境対応装置等を追加設置するために敷地面積が2～2.5倍必要になるなど転用は不可能。売却も検討はしているが、買い手側と売却時期、出力及び規制等の条件を整えることは大変困難。(東北電力)
- 緊急設置電源を売却すれば除却損を立てなくてよいと思うが、現時点では無理ということか。
 - 緊急設置電源を一式で売却することは大変困難。実現可能性は低いが仮に部分売却できれば当該部分の除却損はなくなると思う。(東北電力)
- 電力会社は安定供給を重視するはずなのにどうして除却する必要があるのか。環境アセスメントなどの法令関係で仮に不都合が存在するのなら役所に対応してもらうことも考えればよい。十分な供給予備力を持っているので除却しても供給上問題なく、コスト高になるので除却することならわかるが、その場合、除却損の算定方法が論点となる。たとえば、売却可否に関わらず、除却する場合のコストとリースの場合のコストを比較して、それを上限とした合理的な調達をした場合のコストだけしか原価算入を認めないという算定方法は能率的な電力供給と整合した方法であり、想定売却額を算定するよりもよほど効率的と思う。
 - 除却については、緊急設置電源は環境アセスメントの免除を受けており、一定の供給力を確保できたら順次廃止するという条件付きとなっている。また、排煙脱硝装置がなく、NOxの排出濃度は当社火力発電所比15倍程度になり、継続保有は困難。他社がリースで対応したことは承知しているが、原子力の再稼働時期を見込めずリース期間を明確に設定できなかったためリースではなく投資という判断をした。需給の苦しい中、800億を投下して安定供給を達成してきたのは事実。この電源が原価算定期間中に廃止時期を迎えるということであれば原価の中でその除却費を回収させていただくというのが基本的な考え方(東北電力)

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(意見等②)

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

- ・ 原発再稼働が不確定なので緊急設置電源の設置期間が見通せないというのはわかるが、それでは廃止が原発再稼働よりも前に予定されているということと辻褃が合わない。今回の説明では納得できないので、他社のリース契約との比較などにより検討する必要がある。安定供給のために緊急設置電源を設置したことについては感謝しており否定するものではないが、この時期にこれだけの除却費を立てることだけを問題にしているのでご理解いただきたい。被災地の厳しい現状なども考えた場合、算定期間内に除却せずに時期をずらすという経営判断も有り得なくはないと思う。
- ・ 緊急設置電源の「運転を停止する」ということだが、除却も減価償却もどちらもできるのであれば、「運転を止めて置いておく」という経営判断もあるのではないか。
- ・ 「緊急設置電源をリースで取得」とあるが、発電施設を返却できるのか。
→ 発電設備ごとリース契約の終了をもって返却するということ。(資源エネルギー庁)
- ・ 個別性が高いリースであるので、一般リースとは少し異なる。また、与信リスクをリース会社が肩代わりするので、その分が価格に上乗せされ、トータルでは高くなる可能性がある。
- ・ リースではなく自社購入したものについて、今はまだ、他社では使用しており、廃止していないことは認識すべき。「原発が動くか確実でないときは廃止を決められない、といった類のものを自社で買っている」などとは区別する必要があると思う。
- ・ 緊急設置電源の自社取得とリースを比較しているが、仮にリースにしていた場合、原価算定期間内であれば、リースのほうが安くはなるが、1年目の費用を含めるとトータルとしては変わらない。東北電力としては、リースにできなかった事情があるため、今回は自社取得費用を計上している、という理解でよろしいか。
→ そのとおり。(東北電力)
- ・ 東北電力のリースについては「リースにしていたらこうなった」という仮定の計算。意思決定が急がれる時に設置しなければならなかったもので、自社取得に至ったということは理解できるが、総括原価だから買ってしまっても後で償却できる。という考えは本当になかったのか。もし、そのような考えがあった上で自社取得されたのであれば、0まで償却するのはどうなのかな、と思った。
- ・ 被災地はまだ復旧しておらず、事業所数も少ないまま。緊急設置電源は、計画停電回避のためには助かったが、今回の値上げで、全て原価に織り込まれるのは、被災者の立場としては釈然としない。
- ・ 緊急設置電源は安定供給のために設置しているにもかかわらず、現在の仕組みでは発電部門で負担している(本来ならば送電部門で負担すべき)。将来(制度改革後)においては、託送部門でやること。東北電力の託送部門が発電部門に依頼して予備電力を作ってもらい、費用については託送部門が負担するような仕分け(適切な部門での会計分離)が必要。

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(論点)

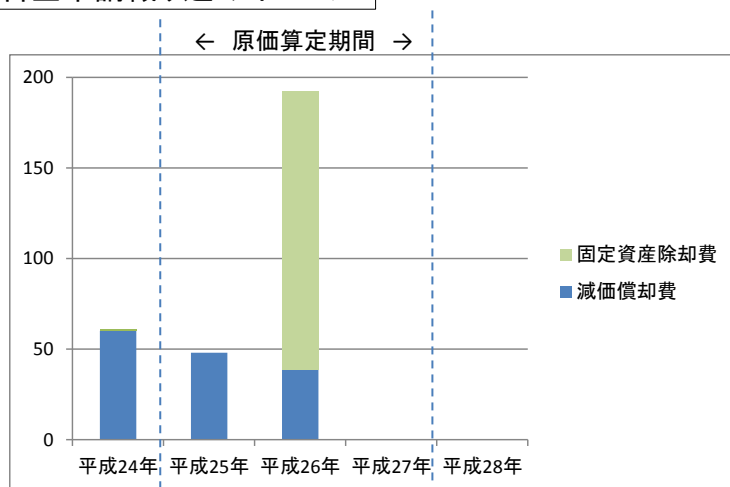
審査要領において「設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。個別査定を行うことに伴い、第4節に定める比較査定の対象から外す。」となっているが、緊急設置電源の固定資産除却費について、どのように考えるか。

●算定方法のオプション(例)

- ① 自社取得とリースした場合のコストを比較。
- ② 「廃止扱い」から「停止扱い」とし、必要な減価償却費等を算入。
- ③ 残存簿価から適正な見積価額を控除して算定。

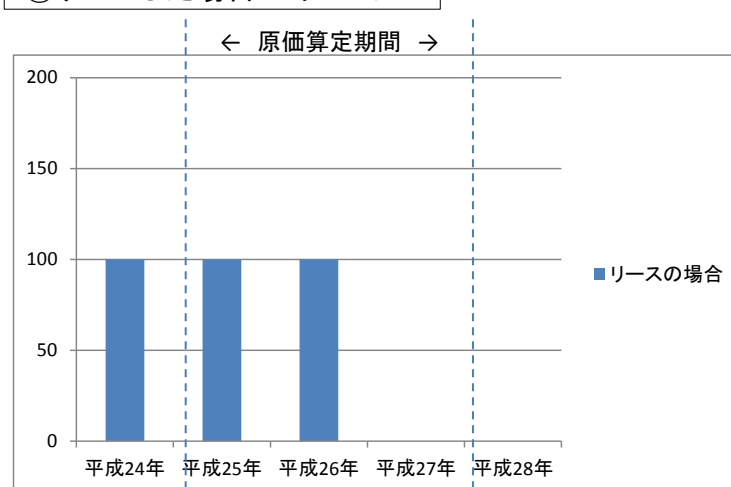
4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(参考①)

料金申請織り込みイメージ



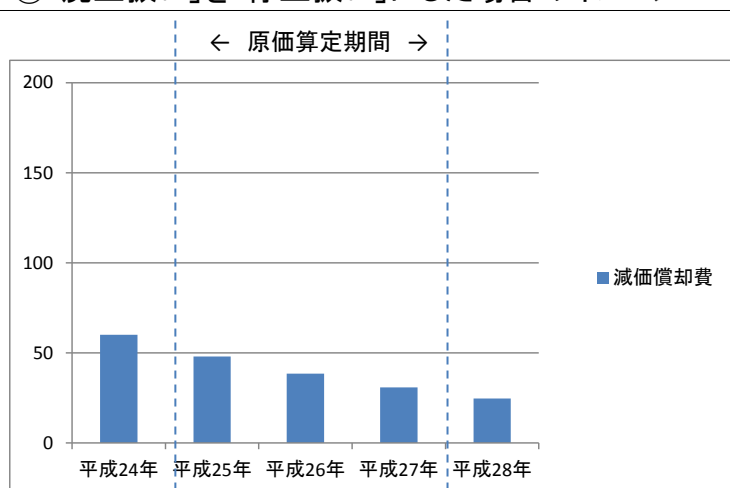
対応年数で減価償却費計上し、廃止年度に残存簿価を除却損として固定資産除却費に計上。(東北電力は、適正な見積価額は、算定できないとして料金原価に織り込んでいない。)

①リースした場合のイメージ



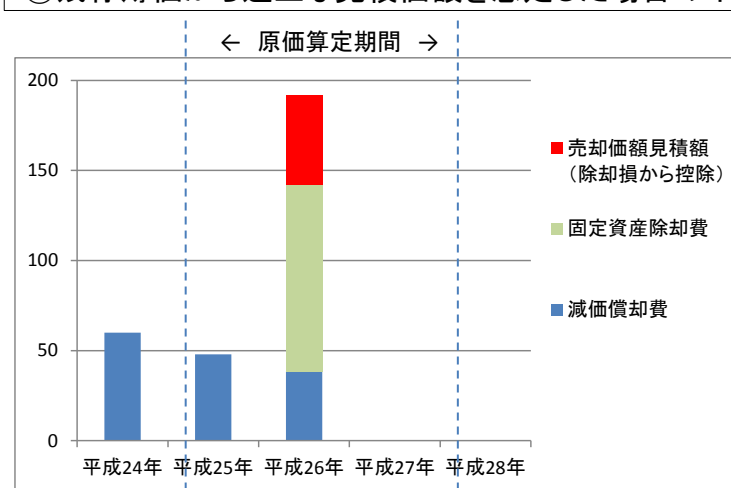
①リース期間に総コストを均等に費用負担、残存価格は0と仮定。申請に比べ料金原価算定期間内の費用負担が少なくなる。

②「廃止扱い」を「停止扱い」にした場合のイメージ



②「廃止扱い」を「停止扱い」とし、停止後も対応年数に応じた減価償却を行うと仮定。申請に比べ料金原価算定期間内の費用負担が少なくなる。

③残存簿価から適正な見積価額を想定した場合のイメージ



③売却価額見積額を残存簿価等から想定し、除却損から控除。控除される分だけ、申請に比べ原価算定期間の費用負担が少なくなる。

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(参考②: 第27回 電気料金審査専門委員会 資料7-1)

緊急設置電源の概要および料金織込み

- ・ 東日本大震災による供給力不足を解消するため「災害復旧事業」として環境アセスの適用除外で実施した緊急設置電源は、「災害復旧のための発電設備設置事業に一定の進展が見られた場合には、東北電力は、環境影響のより大きな発電設備から優先的に運転を停止する等の措置を講じること※」とされているため、適正予備率の確保が見通せる段階で順次廃止することとしている。
- ・ このため、コンバインドサイクル化を予定している八戸5号を除き、緊急設置電源を25・26年度に廃止する計画とし、今回料金に固定資産除却費157億円を織込み。

※「環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置等の事業の実施について(平成23年4月15日 経済産業省、環境省)」より

(億円)

ユニット	燃料種別	出力 (万kW)	運転開始	廃止時期	固定資産除却費 (25～27年度計)	
						除却損再掲
東新潟港3号	軽油	5.38	H23.8	H25.10	58	56
新潟6号	天然ガス	3.4	H24.1	H25.10	41	36
秋田5号	軽油	33.3	H24.6	H26.7	184	177
東新潟5号	天然ガス	33.9	H24.6	H27.1	187	178
八戸5号※	軽油	27.4	H24.7	—	—	—
合 計	—	103.38	—	—	470	447
3ヵ年平均	—	—	—	—	157	149

※八戸5号は平成26年8月にコンバインドサイクル化を予定

【指摘事項21】各社の原価算定期間内における緊急設置電源の扱い①

- これまで料金値上げ申請を行った6社について、料金算定上、原価算定期間内における緊急設置電源の扱いを確認した。
- 発電機の取得方法としては、「リース」に比べると、「自社取得」の方が多い。また、リースの場合は原価算定期間内にすべて返却し、自社取得の場合は東北電力以外、廃止を予定していない。

■東北電力(25年申請中)

発電所名	出力 (千kW)	設置(使用開始) 年月	発電機の 取得方法	廃止予定年月	リース期間	リース期間 後の扱い
東新潟港3号	54	23年8月	自社取得	25年10月		
新潟6号	34	24年1月	自社取得	25年10月		
秋田5号	333	24年6月	自社取得	26年7月		
東新潟5号	339	24年6月	自社取得	27年1月		
八戸5号(CC化)	274	24年7月	自社取得			

※CC化=コンバインド・サイクル化を予定

■四国電力(25年申請中)

緊急設置電源なし

■北海道電力(25年申請中)

発電所名	出力 (千kW)	設置(使用開始) 年月	発電機の 取得方法	廃止予定年月	リース期間	リース期間 後の扱い
苫小牧発電所2～83号機	74	24年7月	リース		24/7～26/3	返却
南早来発電所1～72号機	74	24年12月	リース		24/12～26/3	返却

【指摘事項21】各社の原価算定期間内における緊急設置電源の扱い②

■東京電力(24年改定)

発電所名	出力 (MW)	設置(使用開始) 年月	発電機の 取得方法	廃止予定年月	リース期間	リース期間 後の扱い
姉崎	6	23年4月	自社取得			
横須賀3号	76	23年8月	リース		23/8～25/3	返却
横須賀5,6号	254	23年6月	リース		23/7～25/6	返却
袖ヶ浦	112	23年7月	リース		23/8～25/3	返却
大井1号	128	23年8月	リース		23/3～26/3	返却
大井2号	81	23年9月	自社取得			
川崎	128	23年8月	リース		23/3～26/3	返却
千葉3号1軸	334	23年8月	自社取得			
千葉3号1軸(CC化)	500	26年4月	自社取得			
千葉3号2軸	334	23年9月	自社取得			
千葉3号2軸(CC化)	500	26年6月	自社取得			
千葉3号3軸	334	24年7月	自社取得			
千葉3号3軸(CC化)	500	26年7月	自社取得			
常陸那珂	106	23年7月	リース		23/7～24/3	返却
鹿島7号1軸	268	24年7月	自社取得			
鹿島7号1軸(CC化)	416	26年5月	自社取得			
鹿島7号2軸	268	24年7月	自社取得			
鹿島7号2軸(CC化)	416	26年7月	自社取得			
鹿島7号3軸	268	24年7月	自社取得			
鹿島7号3軸(CC化)	416	26年6月	自社取得			

※CC化=コンバインド・サイクル化

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(参考⑤): 第29回 電気料金審査専門委員会 資料5-1)

【指摘事項21】各社の原価算定期間内における緊急設置電源の扱い③

■関西電力(25年改定)

発電所名	出力 (MW)	設置(使用開始) 年月	発電機の 取得方法	廃止予定年月	リース期間	リース期間 後の扱い
姫路第一発電所ガスター ビン1・2号機	65	24年8月	自社取得			

■九州電力(25年改定)

発電所名	出力 (MW)	設置(使用開始) 年月	発電機の 取得方法	廃止予定年月	リース期間	リース期間 後の扱い
豊前発電所	4	24年7月	自社取得			

緊急設置電源を除却する理由について

[指摘事項11]

- ✓ 設置にあたって環境アセスメントの適用除外措置を受けており、その運転にあたっては、「一定の進展が見られた場合には、環境影響のより大きな発電設備から優先的に運転を停止すること」等を国(※)から求められている(P7参照)。
- ✓ 立地自治体との公害防止協定においては、東日本大震災で被災した発電設備の復旧に一定の進展がみられた場合には、緊急設置電源の廃止を前提に検討するものと明記されている。
- ✓ 緊急設置電源は、緊急的な供給力として、短い使用期間を前提に設置。
- ✓ 電力の安定供給に寄与した設備の設置費用については、通常の電源と同様に、使用期間の中での営業費用として計上することが妥当と考えている。



環境負荷の大きな緊急設置電源は、適正予備率といわれている8~10%以上を確保する見通しがたった断面を基本に、順次廃止を計画している

※「環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置等の事業の実施について(平成23年4月15日 経済産業省、環境省)」

緊急設置電源の売却・転活用について

[指摘事項11]

- ✓ 八戸5号については、環境負荷の低減を目指したコンバインドサイクル化の追加工事を実施し、平成26年8月に運転を開始する計画としている。
- ✓ 同様に、秋田5号や東新潟5号についても、コンバインド化による転用を検討したものの、敷地面積(※)等の問題があり困難。
- ✓ 現在建設中の新仙台3号系列への転用も検討したものの、建設工程上不可能。
- ✓ 海外も含めて売却先を探したが、売却する場合は相手先との引渡し時期や出力規模などの条件がマッチングしている必要があり、また海外に売却する場合は、当該国の電圧・周波数等と機器の仕様が一致する必要があり、現時点においては売却先の選定に至っていない。



売却および転活用について検討したが、いずれも現時点においては困難な状況

※コンバインドサイクル化のためには、排熱回収ボイラーや、脱硝装置、蒸気ボイラー等の新たな設備を設置する必要があり、現状の2倍以上の敷地面積が必要。

緊急設置電源をリースではなく、自社設備とした理由について [指摘事項11]

- ✓ リースについても検討したが、調達当時は緊急設置電源の使用期間が非常に不透明であったため、リース期間を見積もることが困難であった。
 - ①原子力発電所の停止期間が不透明
 - ②原町火力発電所が緊急時避難準備区域に指定され、詳細な現地調査が不可能であることにより、復旧時期を見通すことが困難
- ✓ 大規模な電源(30万kW級)についてはリース契約の事例がなく、リース契約の諸条件を整えるのに相当の時間を要すると見られた。
- ✓ 仮にリースとする場合、大規模なガスタービン等は「中古市場」が確立した汎用性が高い物件ではないことから、リース契約満了時の「残存価格」が見込めないフルペイアウトの契約となることが想定される。
- ✓ 震災直後、他社においては計画停電も実施されるなど供給力の確保は緊急を要しており、上記のような状況を踏まえ、平成23年3月には自社設備として電源を確保することとした。

電源の調達当時は、リース期間の設定が困難であったことやリースにするには相当の時間を要すると見られたこと、および緊急性の観点等から自社設備とした

4. (1) 緊急設置電源の除却費用について(参考⑨): 第31回 電気料金審査専門委員会 資料4-1)

(参考)環境影響評価法第52条第2項により適用除外の対象となる発電設備設置等の事業の実施について

(平成23年4月15日 経済産業省, 環境省)〔抜粋〕

(3) 災害復旧のための発電設備設置事業の実施に当たって講じられるべき措置

防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについて適用除外にするという法第52条第2項の規定の趣旨に鑑みれば、適用除外の対象となる事業であっても、法の趣旨に則った可能な限りの措置が講じられるべきであることから、経済産業省は、東北電力に対し、災害復旧のための発電設備設置事業の実施に当たって以下の措置が講じられるよう、指導することとする。

〔2〕環境影響を最小化するための配慮

東北電力は、当該事業の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の発電設備の供用に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について可能な限り詳細な予測を行った上で、当該事業による環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行う。

〔3〕関係地方公共団体・住民に対する説明等

東北電力は、事業の実施前に(災害復旧の観点から、事業着手の緊急性が著しく高い場合については、事業開始後速やかに)事業の内容、発電設備の供用方法の方針、予測される環境影響、講ずる予定の環境保全措置等について、関係地方公共団体及びその地域の住民に対する説明及び意見聴取等を行うことにより、当該事業に関して関係地方公共団体及び住民からの理解が最大限得られるよう努める。

〔5〕東北電力の電力系統全体から発生する環境影響を低減させるための措置

災害復旧のための発電設備設置事業に一定の進展が見られた場合には、東北電力は、環境影響のより大きな発電設備から優先的に運転を停止する等の措置を講じることにより、同社の電力系統全体から発生する環境影響が、東日本大震災発生前の水準まで、可能な限り速やかに低減するよう努める。

緊急設置電源の自社取得とリースのコスト比較

[指摘事項11]

- ✓ 緊急電源の調達当時は、リース期間の設定が困難であったことなどから自社設備としたが、仮にリースとした場合について、一定の前提を置いてコスト比較を行った。総コストはリース会社の手数料などもあるが、ほぼ同額とみた。一方、原価算定期間以前のリース料が自社取得のコストを上回るため、原価算定期間においては、リースを活用した方が金額は小さくなるものと試算される。
- ✓ なお、当社の個別ユニット毎の建設コストや、リース会社の手数料などの経営情報が含まれるため、詳細の公表についてはご容赦願いたい。

【コスト比較の前提と算定イメージ】

- ✓ 設備の使用期間を3年とし、リースの場合には使用期間内に総コストが回収されることとした。
- ✓ 一方、自社取得の場合は、耐用年数で減価償却費を計上し、廃止年度(4年目)に残存簿価を除却損として固定資産除却費に計上。
- ✓ 自社取得の場合、設備売却が可能となれば、売却価格相当額の原価が減少する。
- ✓ リースの場合も、残存価格が見込める場合には、リース金額が減額されることとなるが、大規模なガスタービン等は「中古市場」が確立した汎用性の高い物件ではないことから、残存価格の設定は難しい状況。
- ✓ 自社取得・リースのコスト比較(イメージ)は以下のとおり[緊急設置電源の建設コストを100とした場合]

	費 目	各年度の費用(イメージ)					
		原価算定期間					合計
		1年目	2年目	3年目	4年目	小計	
自社取得	減価償却費等 A	15	15	10	70	95	110
リース	賃借料 B	37	37	36	—	73	110
差 B-A		22	22	26	▲70	▲22	—

4. (2) 発電余力の活用について

4. (2) 発電余力の活用について(意見等①)

四国電力の申請内容

- 年間最大電力に対する供給予備力(送電端)は、25年度1,083千kW、26年度1,189千kW、27年度947千kWである。
- 卸電力取引所での販売電力量を、平成25～27年度の3ヵ年平均で、約1億kWhとして申請している。
- 今回の約定量の織り込みにあたっては、原子力利用率が原価算定期間中(33.8%)と同程度の23年度実績水準とすることも考えたが、自主的取り組みによる約定量の増加が期待できるため、伊方発電所が全台稼働していた時期も含めた至近3ヵ年相当の実績水準を見込んでいる。

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

- 四国電力の販売量はどうしても理解できない。伊方原発が1基しか動かないから売れないとのことだったが、予備力を見ると相当余裕があるのではないか。今動いていない伊方3号機が動くのに、どうして外への販売量がこんなにも少ないのか。少なくとも取引所には売れるのではないか。過去3年間の取引所の実績しか見込んでいないが、必要予備力を除いて売りに出すことになっているシステム改革の議論はどうなったのか。市場を通じた販売電力量含め、この想定が妥当か要検討。
- 予備率が感覚からすると非常に大きいと思う。石炭火力が定期検査に入ってしまうから、という理解でよろしいか。また、卸売電力の活用はこれだけでいいのか。予備率の関係では外から買う余地はないのか。
 - 橘湾発電所(70万kW)が定期検査に入ると、予備力が14%落ちる。定期検査が重なると、年間のうちのワンポイントでは予備率が厳しくなる。(四国電力)
- ワンポイントで厳しい時以外はなぜ売れないのか等、本件についてはこれからしっかりと回答頂きたい。
- 余った電力は、取引所に売れるのではないか。
 - 夜は原子力や石炭で夜の電力需要はまかなえて、昼にLNG等で発電するという想定だが、LNGでフル発電ということになると、夜にもLNGを動かすことになる。昼間ならよいが、夜間にLNGを焚いて取引所に売るとしても競争力は無いと思う。(四国電力)
- 地帯間の話は予備率の高さも相まって理解しづらい。

4. (2) 発電余力の活用について(意見等②)

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

- ・ 予備力、販売電力量について。この説明では到底納得しかねる。何故融通が減ったのか、取引所の活用が少ないのか。頼んでもこれしか出てこなかった。事務局の方に汗をかいて頂くしかないのではと思う。全ての運転計画を出して頂いて、限界費を求め、取引所の価格を機械的に割り当てて、どれだけ取引できるか、限界費用との乖離を調べ、そこで出てきた利潤を入れる、としてしまえば良い。実際取引せよというつもりではないが、事務局の方で計算して頂ければ。四国電力に対応して頂ければ理想だが、やって頂けないのであれば、限界収益を事務局で取りまとめる。経営情報なので、公開せよとは言わない(指摘事項:例えば26年度について、全発電所における365日×48コマの運転計画と限界費用を提出してもらい、取引所の価格を機械的に割り当て、そこで出てきた利益を仮想的に原価に織り込んでどうか。365日×48コマを出してもらうのが理想だが、12ヶ月×休日と平日の48コマでも大丈夫だと思うので提出して欲しい。))。
- ・ 四国電力について、他電力へ販売しなくなり、それを四国管内で活用したためにこれだけ費用がかかっているという説明であったが、燃料であれば可変費なのでわかるが、設備にかかる費用を四国の需要家に払ってもらうかどうかは議論が必要。四国電力は事業のある程度を四国内だけでなく外部に売ることを前提にしているので、本業とは別に売電事業を行っている第三者からは見える。その設備費用を四国管内で払ってもらうのは納得できないので、説明をしてほしい。
- ・ 全く同感である。仮に四国の外に売るために別会社でやっていたら、目論見が外れた時に四国管内に費用を負担してもらうことはできない。これ以上説明を求めても、「短期的には外に売るが、長期的には管内の需要家に負担してもらう予定だった。」以上の説明が出てくるとは思えないが、設備の活用を精査する段階で、委員には納得してもらう必要がある。
- ・ 節電したら固定費の割合が大きくなると思うが、電力会社は余った電力取引所に売れば、固定費は結果的に回収できる。他方、内部で売る時よりも外部で売る時に高く売れないかもしれないし、時間帯によっては全く売れないかもしれないという問題がある。その差がどれだけかというのが節電により生じた部分であるかもしれない。これは、固定費はあまり関係なく、時間帯別に取引所の価格と比較すべきという松村委員の指摘への回答が後で役に立つ。

◆ 消費者庁のチェックポイントについて

- ・ 融通送電分は、これまでも議論されてきたところである。試算については経営情報の固まりのため、出来上がりの数字を示すことは可能だが、具体的な算出方法の公表は困難。十分に説明されていないと思われるようご留意いただきたい。少なくとも、四国電力は試算に大変協力的と聞いており安心して欲しい。

消費者庁チェックポイント

- ・ 四国電力は、融通送電分について、消費者の理解が得られるよう、他社への販売電力料の見込みを明確かつ合理的に説明しているか、また、発電電力量や費用構成との関係を分かりやすく説明しているか。

4. (2) 発電余力の活用について(論点)

審査要領において、「算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。」となっているが、発電予備力の活用について、どのように考えるか。

4. (2) 発電余力の活用について(参考①)

《四国電力による試算の前提条件》

- ① 平成26年度の各月毎の代表日(平日および休日)のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成
- ② 稼働中およびバランス停止中^(注1)のユニット毎の限界費用を算定
- ③ ①および②を過去実績の平成23年度約定価格(365日×48コマ)^(注2)とコマ毎にマッチング
(注1) バランス停止中ユニットとは、各代表日において必要な予備力を確保したうえで、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備
(注2) 平成23年度において東電管内で取引所取引を停止していた期間等を、平成24年度約定価格に置き換え

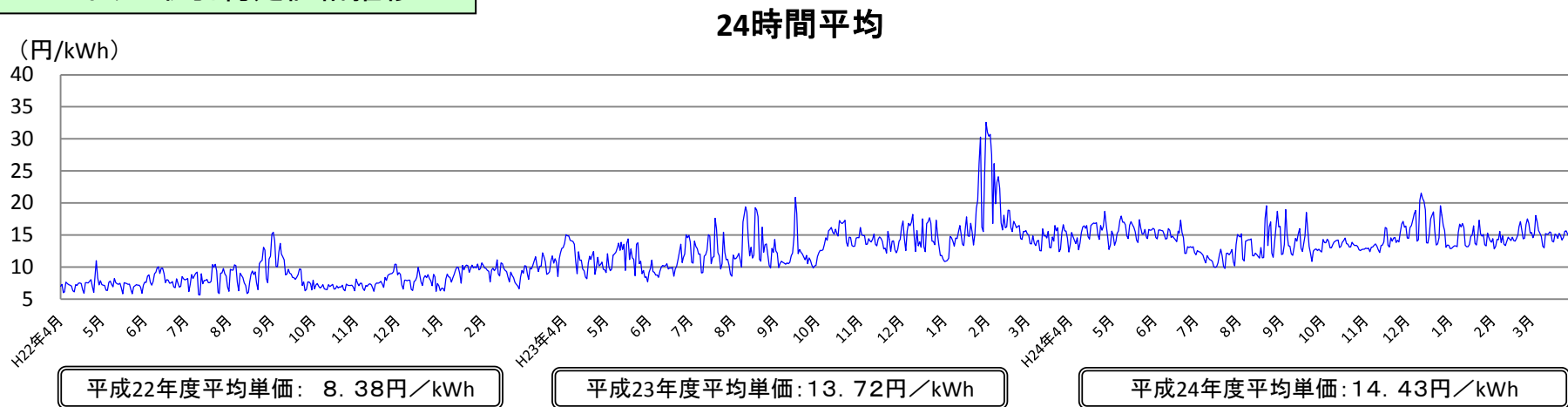
《上記試算による論点》

- 発電余力を活用した売り約定量を試算する場合、突き合わせを行う約定価格はどのように考えるべきか。
 - ・ 需給逼迫が緩和し、平成23年度の約定価格から下落していくか。あるいは、上昇又は同水準を維持すると考えるか。
 - ・ 実際の約定価格は、現状の市場の厚みを前提に売り約定量が増加すれば、とりわけ価格スパイクが発生している時間の約定価格は大幅に低下するのではないか。
 - ・ 実際の売り約定量も、現状の市場の厚みを前提にすれば、買い手のニーズもあるため、試算結果ほどの約定量は、必ずしも見込めないのではないか。
 - ・ 他方で、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取組が実現すれば、市場の厚みが増大(流動性が高まる)し、売り・買いとも約定量が増加するのではないか。
- 発電余力を活用した売り約定量を試算する場合、対象ユニットはどのように考えるべきか(「稼働中」、「バランス停止中」、「稼働中およびバランス停止中」のどのユニットを対象とすべきか)。
 - ・ 今回の試算では、必要な供給予備率を確保してもなお、発電余力が生じる「バランス停止中のユニット」を想定している。

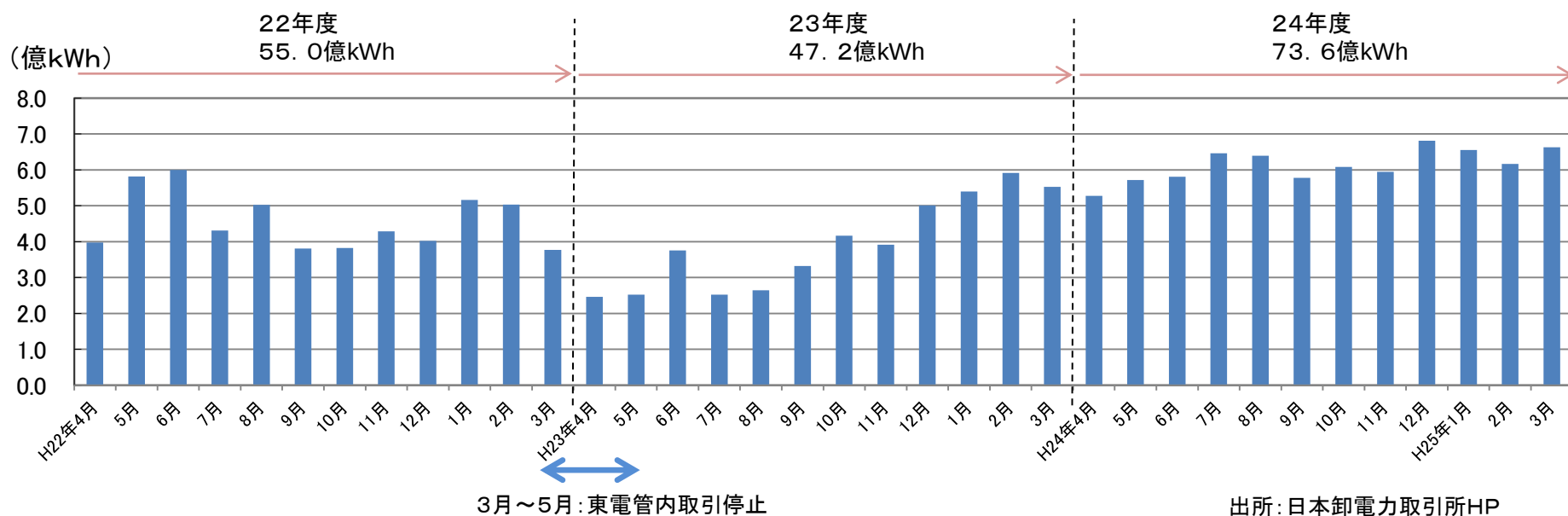
4. (2) 発電余力の活用について(参考②)

スポット取引の価格及び約定量の推移

スポット取引約定価格推移



スポット取引約定量の月別推移



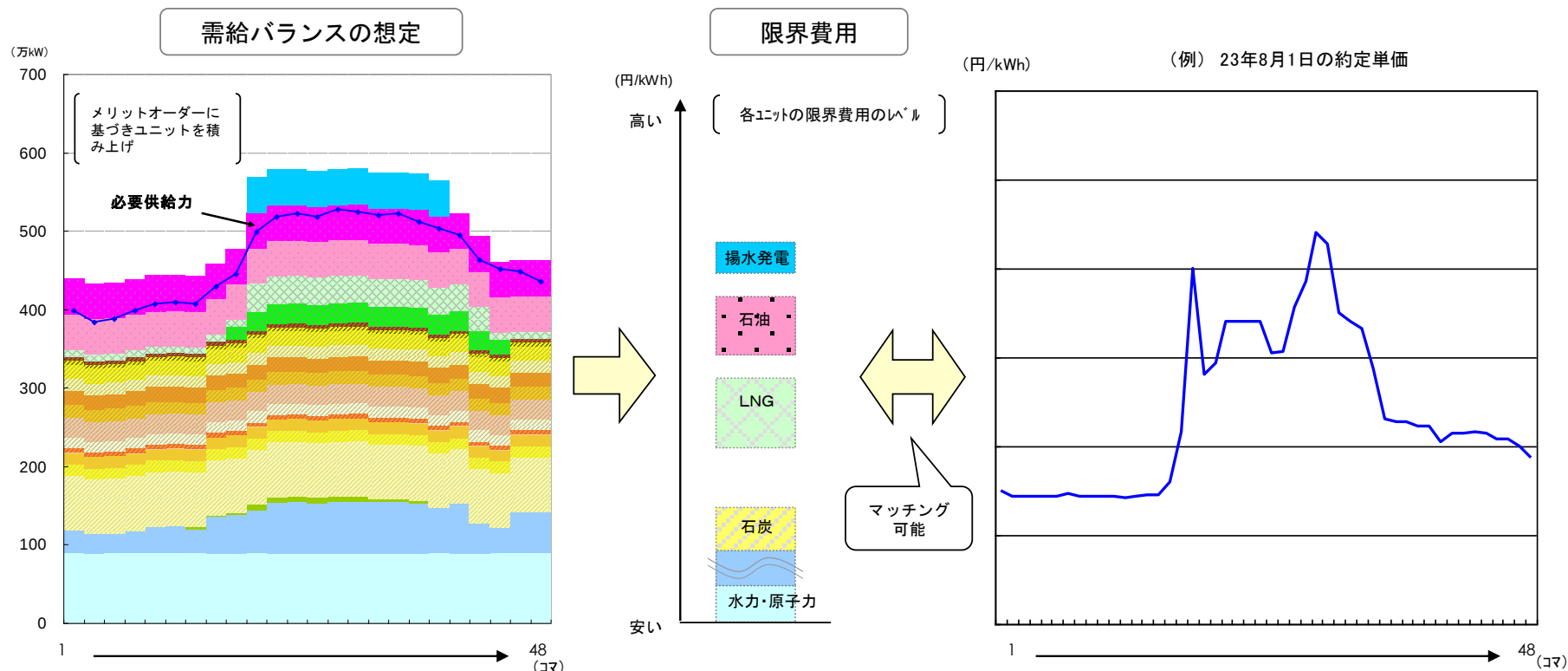
需給バランスとユニット毎の限界費用について

【指摘事項9】

- 平成26年度の各月毎の代表日（平日および休日）のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成するとともに、ユニット毎の限界費用を算定。これを過去実績の平成23年度約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせることにより、取引所取引における約定内容を仮に試算することが可能。
- 需給バランスとユニット毎の限界費用については、今後の電力販売や購入、さらには取引市場への影響が懸念されるため、詳細の公表についてはご容赦いただきたい。

◇需給バランスとユニット毎の限界費用（概念図・8月平日代表日）

◇平成23年度約定価格



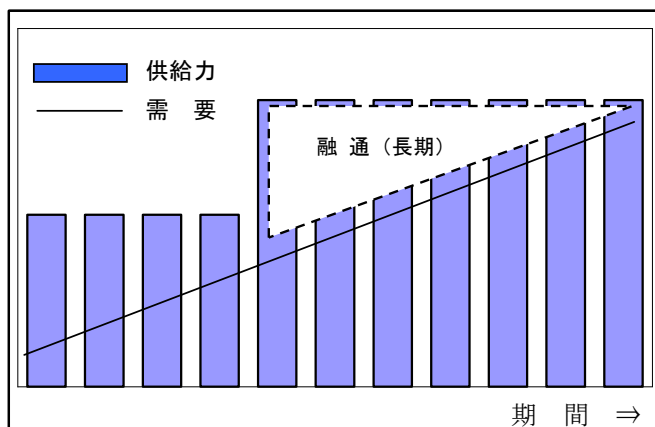
融通の位置づけ (その1)

【指摘事項10】

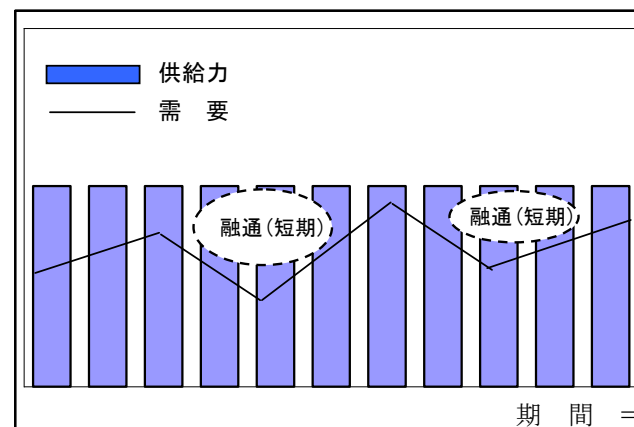
- 当社の発電設備は、本来、当社のお客さま需要に充てるために保有しているものであるが、以下の2つのケースにおいて、一時的に供給余力が生じることがあり、その際、他社の受電ニーズとマッチすれば、融通送電を行なうことがある。
 - ① 比較的大規模な設備を新設した直後。
 - ② 景気変動等により、一時的に需要が減少。(①の場合は長期融通、②の場合は短期融通となる可能性が高い。)
- 当社の前回改定時においては、上記の両ケースがともに発生し、かつ他社の受電ニーズとも合致したことから、長期・短期合わせて、75万kWの融通を送電していた。

これに対し今回は、原子力停止に伴い安定的な供給余力がなくなったため、融通は困難となっている。

①のパターン



②のパターン



4. (3) スマートメーターについて

4. (3) スマートメーターについて

東北電力の申請内容	四国電力の申請内容
【導入計画】 - 平成27年度から本格導入開始(27年度:93万台)。平成36年度を目途に全数設置予定。 【メーターの取替修繕費】 - スマートメーターの単価: <u>12,800円</u> (←東電の26年度申請単価+600円) - 従来型計器(機械式・電子式計器)を導入した場合と比較して、<u>25億円の増</u>。 【関連費用の総額(通信設備の工事やシステム開発・運用費等を含めた額)】 <u>29億円</u> (25～27年度3年平均)。	【導入計画】 - 平成26年度下期から本格導入開始(26年度:7万台、27年度:11万台)。平成36年度を目途に全数設置予定。 【メーターの取替修繕費】 - スマートメーターの単価: <u>17,600円</u> (←関電の25～27年度申請平均+1,400円) - 従来型計器(機械式・電子式計器)を導入した場合と比較して、<u>8億円の増</u>。 【関連費用の総額(通信設備の工事やシステム開発・運用費等を含めた額)】 <u>21億円</u> (25～27年度3年平均)。
主な意見	
《電気料金審査専門委員会》 ◆スマートメーターの導入計画に関する意見 - スマートメーターの普及スピードが遅いと思う。もっと前倒しで普及させていく考えはないのか追加で説明して欲しい。四国電力は、実証実験をやりながら進めていくということだが、他の電力会社には既に経験値があるので共同でやればもっと普及が進むのではないかと。 → できるだけ早くという思いはあるが、各社において、料金の調定に至るまでのプロセスや業務内容をシステムに仕上げるのに一定の期間が必要。そのための検証も含め2年程度の準備期間をおき、27年度あたりからの本格化を狙っている。(四国電力) - スマートメーターの導入は、利用者に負担がないよう進めていくのが最優先。顧客に目を向け、スマートメーターの普及と合わせて料金メニューの提案を充実させるべき。東京電力の新料金プランは生活時間帯にあわせて選べるなどバラエティに富んできた。やっと利用者の方を向いてきたという印象がある。 - スマートメーターの導入速度は遅い。企業経営の感覚からするとなんと長いのかと思う。料金メニューの土台となるものであり、なるべく早く導入すべき。同じメーターを20年使っていきたいという話だが、そんなに電気のシステムは技術革新がないのかと聞きたい。ソフトが進歩したらそれに見合うようインフラも進化すべき。 - 東北電力は、四国電力のように、希望者にスマートメーターを(検満を待たずに)取り付けることなどは検討しているのか。両社とも、料金メニューの充実を27年度から考えているが、これも前倒しできないのか。 → 新設については全数スマートメーターをつけていく。容量変更についても同様。加えて、取り付けが10年に満たないメーターを前倒しでスマートメーターに取り替えることも前向きに検討していきたいと思うが、何年でどこまで前倒しということについては、この場での回答は控えたい。(東北電力)	

4. (3) スマートメーターについて

主な意見

《電気料金審査専門委員会》

◆スマートメーターの単価の積算に関する意見

- ・ 四国電力のスマートメーターの織込単価が、東北電力のスマートメーターの織込単価と比べてだいぶ高いのはなぜか。基本仕様として念頭に置いているのが東電メーターなのか関電メーターなのかを決めないと原価の査定が極めて難しいが、申請の価格水準からすると、関電メーターの採用を念頭に置いているのか。
 - 四国で使うメーターを、東電メーター・関電メーターのどちらにするかは、東電のメーターの仕様が確定していないため、まだ決めかねている。ランニングコストを下げる観点から、20年使えるメーターを採用したいと考えており、世の中で20年使えるもので価格が出ているのは関電のメーターのみなので、原価への織り込みについては、関電の申請単価をベースに算定した。(四国電力)
- ・ 20年間使うということを所与にするのはやめてほしい。20年間もつものをするためにライフサイクルコストが高くなるのであれば全く無意味。仮に使ったものの半数しか20年間もたず、半数は10年で取り替えなくてはならないとしても、そうした方がはるかに安くなるのであれば、20年間の使用に固執せず、全体としてのコストの低い方を是非導入してほしい。あくまでコストを比較した結果として、20年持てばこんなに安くなるという議論をしていただても結構だが、20年持つものを前提にしているという発想は、この際全部捨てるべき。
- ・ 四国電力は、東電メーターと関電メーターのどちらを使うかまだ決めていないということだが、業績が厳しく足下が苦しいのだから、価格が一番安いものを選択するのが普通の経営判断ではないか。私たちはどのメーターを選べとは申し上げられないが、原価への算入は、世の中にある最低の価格のものを目指さざるをえないのではないか。

◆スマートメーター本体及び関連するシステム開発等の調達方法に関する意見

- ・ 関電メーターについても、基本的に公正で透明なやり方で調達し仕様を決めると関電が言っているとの説明があったが、私の記憶では「努力します」と言った気がしており、「確実にやります」とは最後の最後まで言ってもらえなかった。現時点では、そのような透明なやり方ではなく関連会社からの調達となっており、性能的にも東電メーターより劣っている。(関電・九電の料金審査の過程では、)そのような懸念点を山のように指摘して、それでもなお長期的にはこちらの方が安いとさんざん説明してもらい、ようやく認めたという経緯がある。これから家庭向けに導入を開始する四国電力が、複数の選択肢の中から関電メーターをベースにすることを選ぶのであれば、(関電メーターを採用する理由や調達の透明性について)厳しい説明責任を果たすことが必要。四国電力のように、関連会社からの調達が極めて高いところが、スマートメーターもそのようにして調達するのか、ということになれば、基本的な姿勢を疑われかねない。
- ・ 四国電力の資料には、「スマートメーター本体および関連するシステム開発等の調達においては、オープンで公平・公正な競争発注を基本」との記載があるが、東北電力の資料には、「スマートメーターの調達にあたっては」との記載しかない。東北電力は、システム開発等の調達についても、同じような姿勢で臨むのか。

→ 現状では検討を詰め切れていないが、スマートメーター本体の調達と同じ姿勢で取り組んでいくことになると思う。(東北電力)

4. (3) スマートメーターについて

主な意見

《国民の声》

- ・ スマートメーターの導入は出来るだけ迅速に進めてほしい。
- ・ 導入に当たってはコストを最優先に考え、メーター端末、通信システム、管理システムともに競争入札で調達してほしい。同時に利用者が選択できる多様なメニュー提案をしてほしい。
- ・ スマートメーターは、四国電力の単価は高いため、減額をさせてほしい。

消費者庁チェックポイント

- ⑫コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。（例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等）

4. (3) スマートメーターについて(論点)

- ①スマートメーターの導入開始時期について、四国電力は26年度下期から、東北電力は27年度上期からとの計画を表明しており、導入ペースについては、両電力会社とも、新設及び検定有効期間満了による取替えにあわせ、10年間で行うと表明している。他方、スマートメーターの早期導入に関する強い期待があることを踏まえ、今後電力会社において、導入開始時期および導入ペースの前倒しについて、どのような方向性で検討を行っていくか明らかにされているか。また、仮に前倒しを行った場合、原価算定期間における電力会社の費用負担が申請原価よりも増加することも考えられるが、それを査定上どのように勘案すべきか。
- ②スマートメーターの査定単価について、東電の査定単価と同じとするのかどうか。停電用補償電池の必要性等について、査定上どのように勘案すべきか。
- ③導入・運用コストの低減を図る観点から、スマートメーター本体及び関連するシステム等の調達にあたってはオープンで公平・公正な競争発注を行うとともに、通信方式については事業者の提案も聴きながら適材適所での選定を行う必要があると考えられるが、調達方法に関する考え方が具体的に明らかにされているか。
- ④スマートメーターの導入に関する検討とあわせて、スマートメーターを活用した新たな料金メニュー等の導入について、今後どのような方向性で検討を行っていくか、具体的に明らかにされているか。
- ⑤スマートメーターの調達改善努力や、スマートメーターの導入に伴う業務効率化等による人件費・修繕費等の削減をどのように見込み、原価の削減に反映しているか明らかにされているか。